

# 垂井町公共施設等総合管理計画

2017年3月

(2022年3月改訂)

**垂 井 町**

---

## 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景	1
2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 垂井町の現況	3
1. 現況	3
(1) 公共施設等の現況	3
(2) インフラ施設の現況	6
(3) 有形固定資産減価償却率	9
2. 将来の人口予測	10
3. 財政状況	11
4. 将来の投資必要額、投資限度額	14
5. 課題の整理	22
(1) 人口減少・少子高齢化への対応	22
(2) 整備費用の確保	22
(3) 公共施設等の老朽化対策	22
(4) 行政サービスの維持	22
第3章 基本方針	23
1. 公共施設等の管理に関する基本方針	23
(1) 公共施設等保有量の適正化	23
(2) 長寿命化と安全確保	23
(3) 維持管理・運営の効率化	23
(4) 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編	24
2. ファシリティマネジメントによる公共施設戦略	25
(1) 公共施設ファシリティマネジメント	25
(2) 垂井町における公共施設の特徴	26
3. 公共施設等保有量の適正化	27
(1) 新規建設の制限	27
(2) 統廃合と転用の推進	27
4. 長寿命化と安全確保	29
(1) 点検・診断等の実施	30
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施	31
(3) 長寿命化の実施	32
(4) 耐震化の実施	33
(5) 安全確保の実施	34
5. 維持管理・運営の効率化	35
(1) 民間との連携	35
(2) 庁内の横断的協力	35
6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編	37

---

---

(1) 庁舎移転と連動した公共施設等の再編 .....	37
7.個別施設計画に基づく対策 .....	38
(1) 個別施設更新方針と優先順位の考え方 .....	38
(2) 個別施設計画の数値目標 .....	39
8.公共施設等総合管理計画の実施体制.....	40
9.フォローアップ .....	40
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 .....	42
1.公共建築物の更新費用の縮減 .....	42
2.更新費用縮減のための取組 .....	43
3. 施設類型ごとの取組方針 .....	44
<b>資料編</b> .....	59
公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知） .....	60
公共施設等一覧表.....	63
用語解説 .....	73

---

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

現在、日本全国で公共建築物及びインフラを含めた公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっています。

戦後の人口増加と経済発展に伴い公共施設等は整備されてきましたが、近い将来に多くの公共施設等が更新時期を迎えて財政を圧迫することが懸念されています。また、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故のように公共施設等の老朽化が原因となった事故も発生しており、公共施設等の管理者には安全の確保が強く求められています。

## 2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国土交通省は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新を推進するための方針を示すとともに、インフラ管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するよう求めています。

これを受けて総務省は、平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

公共施設等総合管理計画は、本町が保有するすべての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示します。その方針に従い個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施します。

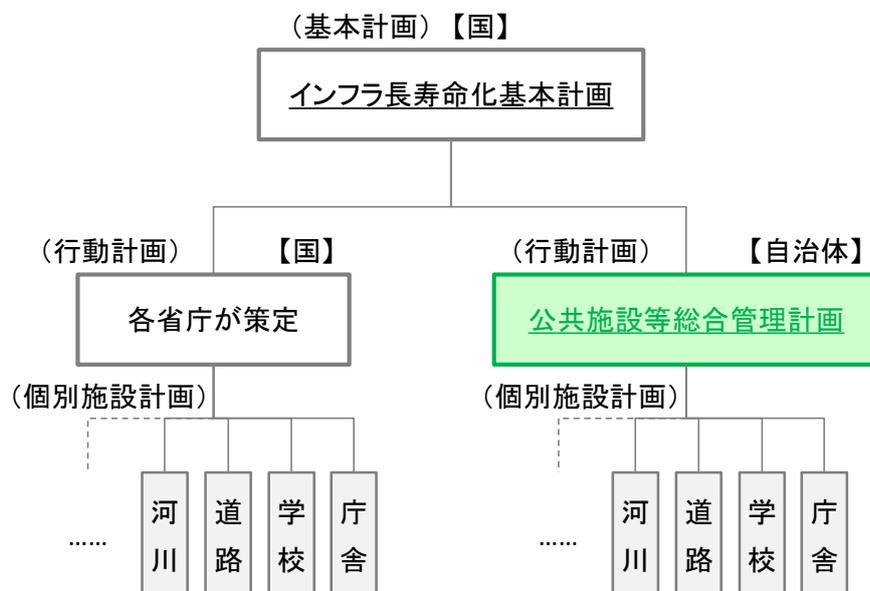


図 0-1 公共施設等総合管理計画の位置付け

---

### 3. 計画期間

中長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施するため、本計画の計画期間は、2017年(平成29年度)から2036年(令和18年度)までの20年間とします。

公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜、本計画に反映するものとします。

---

## 第2章 垂井町の現況

### 1. 現況

#### (1) 公共施設等の現況

本町が所有する公共建築物（ハコモノ施設）は、上水道施設・下水道施設などのインフラ関連建築物を含めて159施設あり、延床面積は142,105㎡です。

これらの公共建築物について、施設の用途に応じて大分類・中分類に区分して整理し、用途分類ごとの施設数、棟数、延床面積を集計したものを表1-1に示します。この用途分類は、総務省が更新費用試算ソフトで用いている分類をもとに作成しています。

用途分類別に見ると（表1-1参照）、学校教育系施設の1校あたりの規模が大きく、小中学校合わせて9校と学校給食センターの延床面積の合計は49,595㎡であり、公共建築物全体の約35%を占めています。

次に町民文化系施設（10.2%）、公営住宅（10.0%）、子育て支援施設（7.1%）となり、これらで垂井町の施設の約60%を占めています。

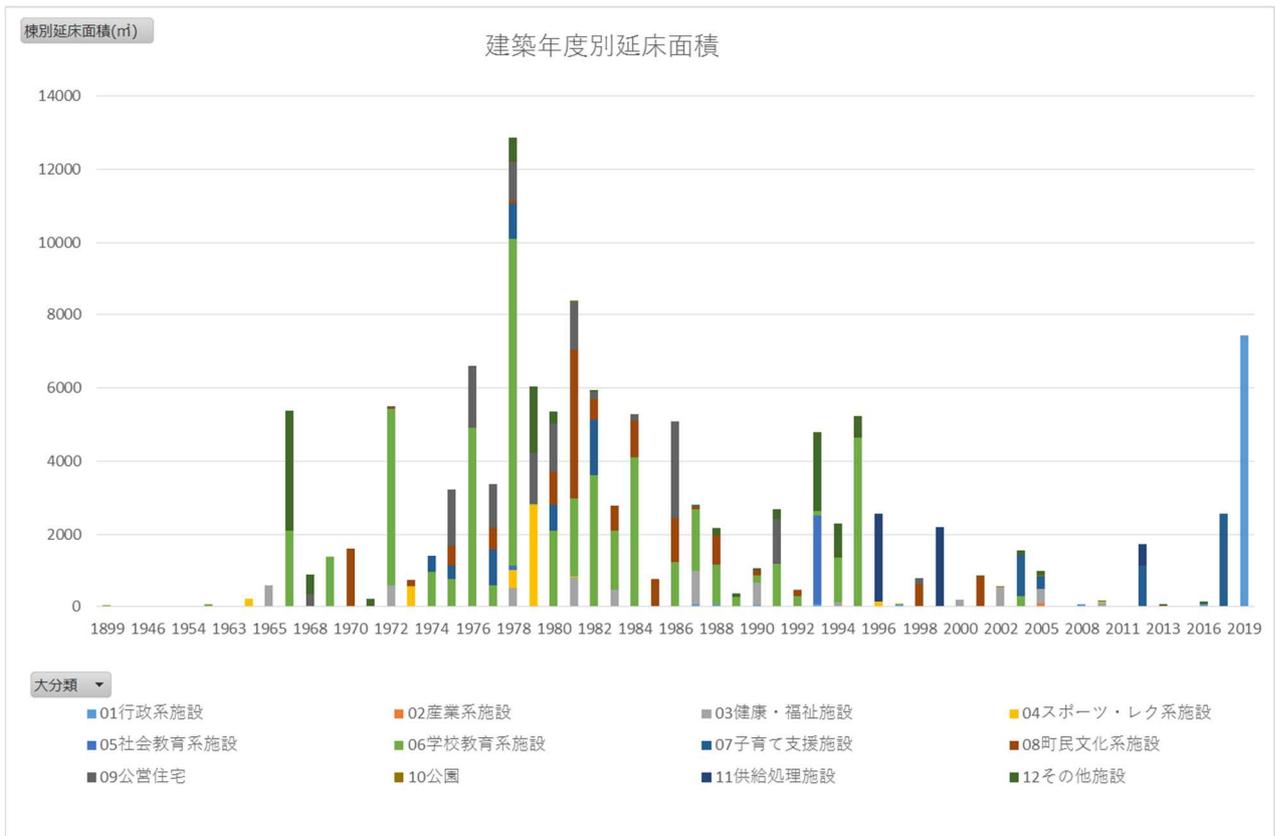
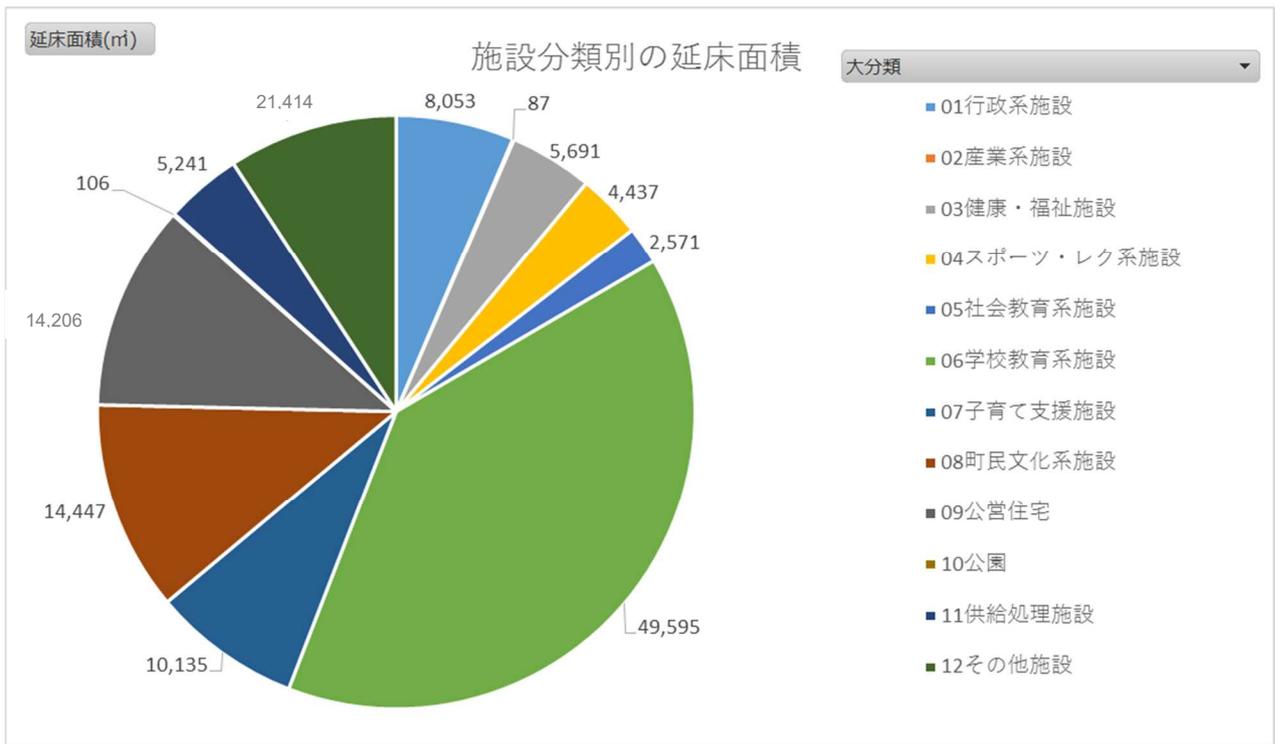
建築年度別で延床面積をみると、1970年以降から1980年前後にかけて小中学校校舎などの学校教育系施設が集中して整備され、公営住宅の大半も昭和50年代に整備されている。

また、1966年建築の旧庁舎、1971年の中央公民館、1981年の文化会館など、行政系・町民文化系の大規模施設が1981年以前の旧耐震基準の年代に建設された。幼稚園・保育園などの子育て支援施設の多くも昭和50年代に整備されている。

このように、本町の公共建築物は昭和50年代に集中的に整備された時期があり、これらの施設の耐用年限が60年程度であるとする、現在からおおよそ20年後の2038年前後に更新のピークがやってくることを予想される。

表 1-1 公共建築物総括表

用途分類		施設名称	施設数	延床面積		構成比	
大分類	中分類						
1 行政系施設	①庁舎等	役場	1 施設	7,434 ㎡	8,053 ㎡	5.3%	5.7%
	②消防施設	消防車庫、ポンプ車庫 器具庫、可搬庫	25 施設	619 ㎡		0.4%	
2 産業系施設	①産業系施設	農林畜産物販売所 半兵衛の里	1 施設	87 ㎡	87 ㎡	0.1%	0.1%
3 保健・福祉施設	①障害福祉施設	けやきの家 いずみの園	2 施設	1,614 ㎡	5,691 ㎡	1.2%	4.0%
	②保健施設	保健センター	1 施設	902 ㎡		0.6%	
	③その他社会保険施設	福祉会館	1 施設	597 ㎡		0.4%	
	④高齢福祉施設	デイサービスセンター 老人福祉センター 生きがいセンター 生きがい拠点施設 夢の屋	5 施設	2,578 ㎡		1.8%	
4 スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド	4 施設	4,437 ㎡	4,437 ㎡	3.1%	3.1%
5 社会教育系施設	①博物館	菁莪記念館	1 施設	119 ㎡	2,571 ㎡	0.1%	1.8%
	②図書館	タルピアセンター	1 施設	2,452 ㎡		1.7%	
6 学校教育系施設	①学校	小学校 中学校	9 施設	48,549 ㎡	49,595 ㎡	34.2%	34.9%
	②その他教育施設	学校給食センター	1 施設	1,046 ㎡		0.7%	
7 子育て支援施設	①幼稚園・保育園・こども園	こども園	6 施設	8,705 ㎡	10,135 ㎡	6.1%	7.1%
	②幼児・児童施設	留守家庭児童教室	3 施設	1,430 ㎡		1.0%	
8 町民文化系施設	①集会施設	公民館 まちづくりセンター コミュニティセンター 転作研修所 集会所	37 施設	10,736 ㎡	14,447 ㎡	7.6%	10.2%
	②文化施設	文化会館	1 施設	3,711 ㎡		2.6%	
9 公営住宅	①公営住宅	町営住宅	7 施設	14,206 ㎡	14,206 ㎡	10.0%	10.0%
10 公園	①公園（便所等）	公園便所等	8 施設	106 ㎡	106 ㎡	0.1%	0.1%
11 上水道施設	①上水道施設	増圧ポンプ場、水源地	4 施設	1,589 ㎡	1,737 ㎡	1.1%	1.2%
	②簡易水道施設	簡易水道浄水場 増圧ポンプ場、簡易水道水源地	4 施設	148 ㎡		0.1%	
12 下水道施設	①下水道施設	浄化センター 農業集落排水処理施設	3 施設	4,385 ㎡	4,385 ㎡	3.1%	3.1%
13 供給処理施設	①供給処理施設	クリーンセンター エコドーム	2 施設	5,241 ㎡	5,241 ㎡	3.7%	3.7%
14 その他	① その他	防災倉庫、水防倉庫 斎場、蜂焼倉庫 除雪車庫、駅周辺施設 旧役場、庁舎東館 旧保育園、旧幼稚園 旧宮代小学校留守家庭児童教室	32 施設	21,414 ㎡	21,414 ㎡	15.0%	15.0%
合計			159 施設	142,105 ㎡		100%	



## (2) インフラ施設の現況

本町が所有するインフラ施設の総量は、表 1-2 で示すとおりです。

表 1-2 インフラ施設総括表

施設種別		総量	
道路	町道	総延長	256,001m
	農道	総延長	2,350m
	林道	総延長	38,757m
橋梁	全橋	総延長	1,890m
上水道	管路	総延長	197,418m
簡易水道	管路	総延長	49,251m
下水道	管路	総延長	124,448m

出典：建設課、産業課、上下水道課資料

### (ア) 道路

本町が管理する道路は、総延長が 297,108m です（表 1-3 参照）。

表 1-3 道路総量内訳

		道路延長	
道路		297,108m	
内 訳	町道	256,001m	86.2%
	農道	2,350m	0.8%
	林道	38,757m	13.0%

出典：建設課、産業課

## (イ) 橋梁

本町が所有する橋梁は、153 橋あります。総延長が 1,890m、面積が 12,318 m<sup>2</sup>です。

構造別では、鉄筋コンクリート橋（RC 橋）が 91 橋と最も多いですが、小規模な橋が多いため、RC 橋の橋長は全体の 23.2%、面積は全体の 20.9%となっています。鋼橋は、RC 橋よりも少ない 25 橋ですが、橋長は全体の 51.3%、面積は 54.1%を占めています（表 1-4 参照）。

表 1-4 橋梁総量内訳

		橋数		橋長		面積	
橋梁		153 橋		1,890m		12,318 m <sup>2</sup>	
内 訳	PC(PRC) 橋	37 橋	24.2%	482m	25.5%	3,072 m <sup>2</sup>	25.0%
	RC 橋	91 橋	59.5%	439m	23.2%	2,578 m <sup>2</sup>	20.9%
	鋼橋	25 橋	16.3%	969m	51.3%	6,668 m <sup>2</sup>	54.1%

出典：建設課資料

建設年度別に見てみると、昭和 40 年代に面積比で半分以上の橋梁を建設しているため、今後橋梁の更新が集中することが予想されます。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋梁が 8 橋あり、その合計面積は 339 m<sup>2</sup>です。また、小規模な橋梁を中心に、建設年度不明の橋梁が 40 橋あり、その合計面積は 2,156 m<sup>2</sup>です。これらの橋梁について、老朽度の調査と安全対策が必要になります。

## (ウ) 上水道管路

本町が管理する上水道管路の総延長は 197,418mありますが、配水管が 9 割以上を占めています（表 1-5 参照）。

また、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である 40 年を経過した管路が 17,372m（全体の 8.8%）あり、布設年度不明の管路が 6,668 m（全体の 3.4%）あるため、今後はこれらの管路の更新が必要になります。

表 1-5 上水道管路総量内訳

		管路	
総延長		197,418m	
内 訳	導水管	2,559m	1.3%
	送水管	9,307m	4.7%
	配水管	185,552m	94.0%

出典：上下水道課資料

## (工) 簡易水道管路

本町が管理する簡易水道管路の総延長は、49,251mです。

上水道管路と同じく配水管が9割以上を占めています。(表 1-6 参照)。

また、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である40年を経過した管路が85m(全体の0.2%)あり、布設年度不明の管路が610m(全体の1.2%)あります。

表 1-6 簡易水道管路総量内訳

		管路	
総延長		49,251m	
内 訳	導水管	938m	1.9%
	送水管	1,352m	2.7%
	配水管	46,961m	95.4%

出典：上下水道課資料

## (才) 下水道管路

本町が管理する下水道管路の総延長は、124,448mです。

国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準耐用年数である50年を経過した管路はまだありません(表 1-7 参照)。

表 1-7 下水管総量

	管路
総延長	124,448m

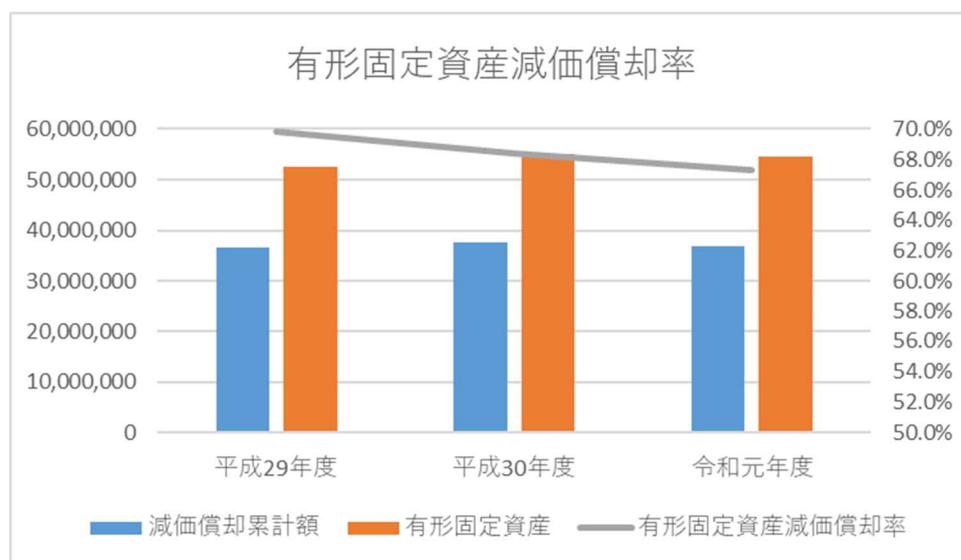
出典：上下水道課資料

### (3) 有形固定資産減価償却率

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	同規模平均
減価償却累計額	36,669,467	37,597,505	36,807,391	-
有形固定資産	52,529,111	54,955,072	54,679,253	-
有形固定資産減価償却率	69.8%	68.4%	67.3%	59.2%

※同規模平均は、垂井町と同じ市町村類型「町村V-1」の平均



有形固定資産のうちの償却資産を対象とし、取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数の期間において資産の取得からどの程度経過しているかを表示しています。新庁舎完成により、平成30年度と令和元年度はやや減少したものの、同規模団体の平均59.2%を大きく上回り、その数値は今後、上昇傾向にあります。

近隣市町を比較すると、垂井町は数値が高い傾向にあり、老朽化した施設をどのように更新していくのかを検討する施設計画を遂行し、施設の老朽化問題に取り組む大事な時期に入っているといえます。

(単位:千円)

	減価償却累計額	有形固定資産	有形固定資産減価償却率
大垣市	248,100,067	339,138,881	73.2%
大野町	32,432,535	52,398,256	61.9%
海津市	60,687,055	94,710,941	64.1%
養老町	19,997,599	35,973,859	55.6%

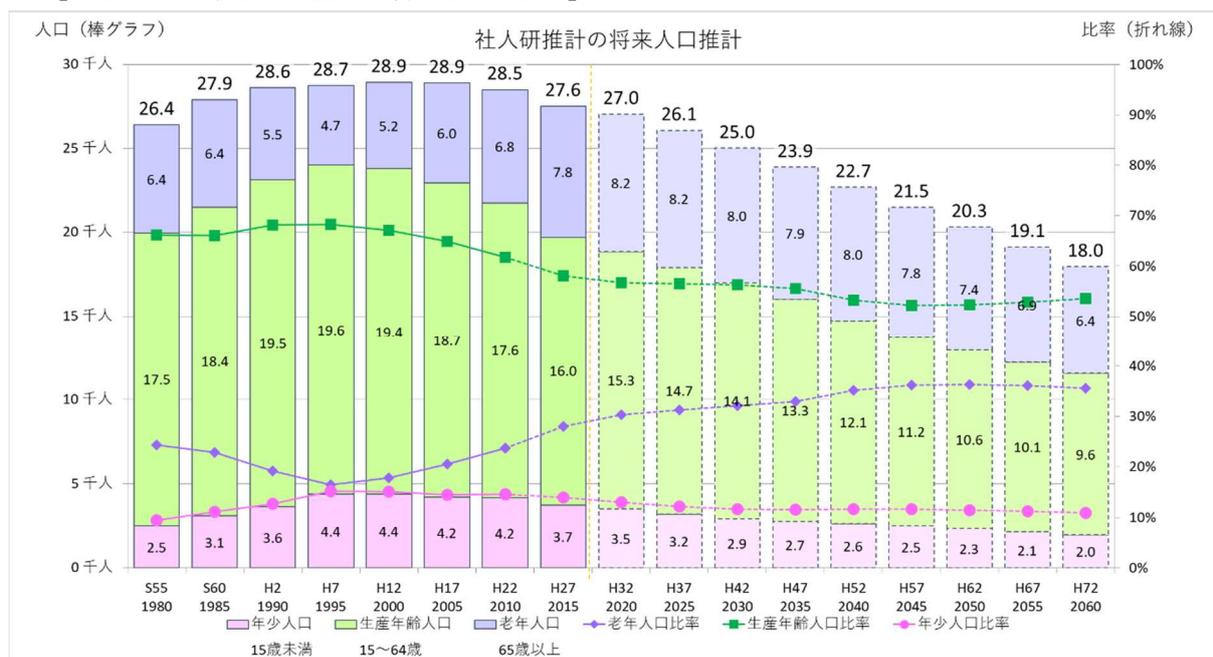
## 2. 将来の人口予測

2015年策定の「垂井町人口ビジョン」で示された、本町の年齢3区分別人口推移及び将来展望人口を図表2-1に示す。

1980年から総人口のピークを迎えた2000年までは、経済と社会の主要な活力となる生産年齢人口が総人口の2/3程度を占める人口構成になっている。その後、生産年齢人口が減少し、2050年までにピーク時の6割程度に減少すると展望されている。また、総人口に対する年少人口の比率は、2000年の15.1%をピークに徐々に減少していくものと展望されている。一方、1995年に16.5%であった総人口に対する高齢化率は上昇を続け、2020年以降は、30%を超えると展望されている。

人口減少が進行すると、公共建築物の利用者が減少するのみならず、維持管理費用の1人あたり負担額が増加する。将来予測される人口規模に見合った、公共建築物の保有量の適正化を行う必要がある。また、人口の年齢構成が変化していくに伴って、公共建築物に対する町民の需要も変化しているため、人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要である。

【図表 2-1 社人研推計の将来人口推計】



\*垂井町人口ビジョン

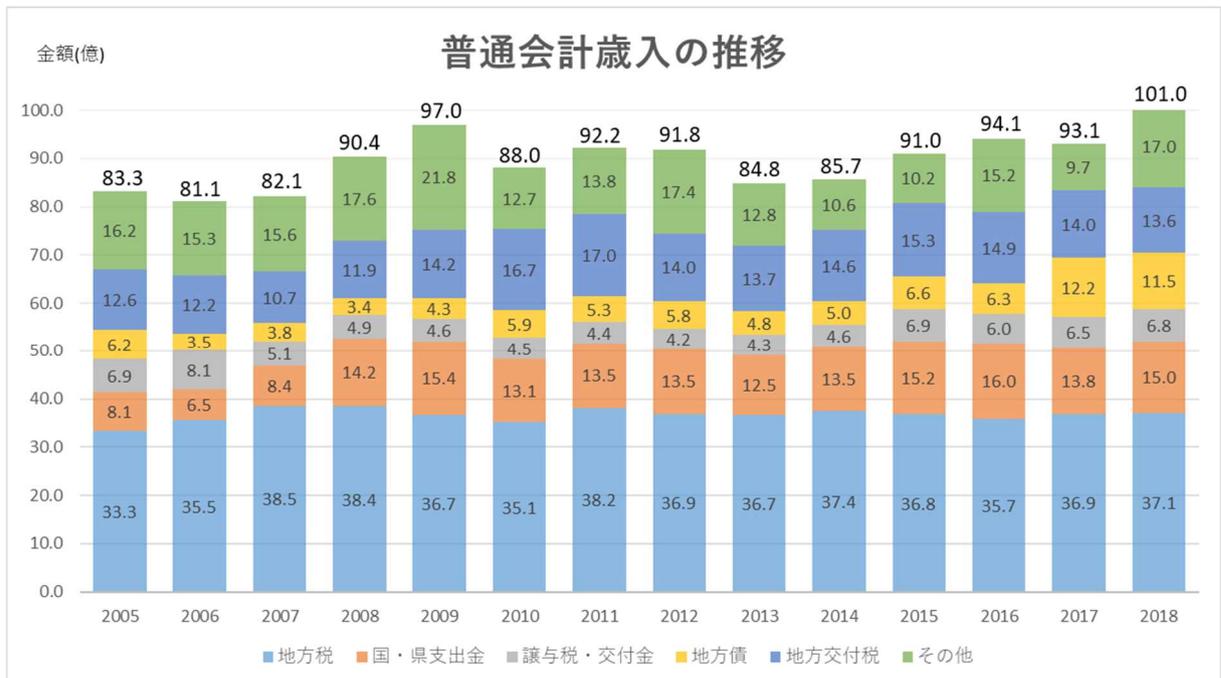
### 3. 財政状況

本町の財政状況について、2005年から2018年までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共建築物の更新や維持管理にかかる費用を試算する。

#### (1) 歳入

本町の歳入は、2005年から2007年には約80億円であった。その後、2008年と2009年には前年度より増加したが、全体としては概ね80～100億円の間に推移しており、2014年は85.7億円であった。歳入の4割程度を地方税が占めているが、約33億円から約38億円で、平均36.7億円となっている。

【図表 2-2 普通会計の歳入の推移】

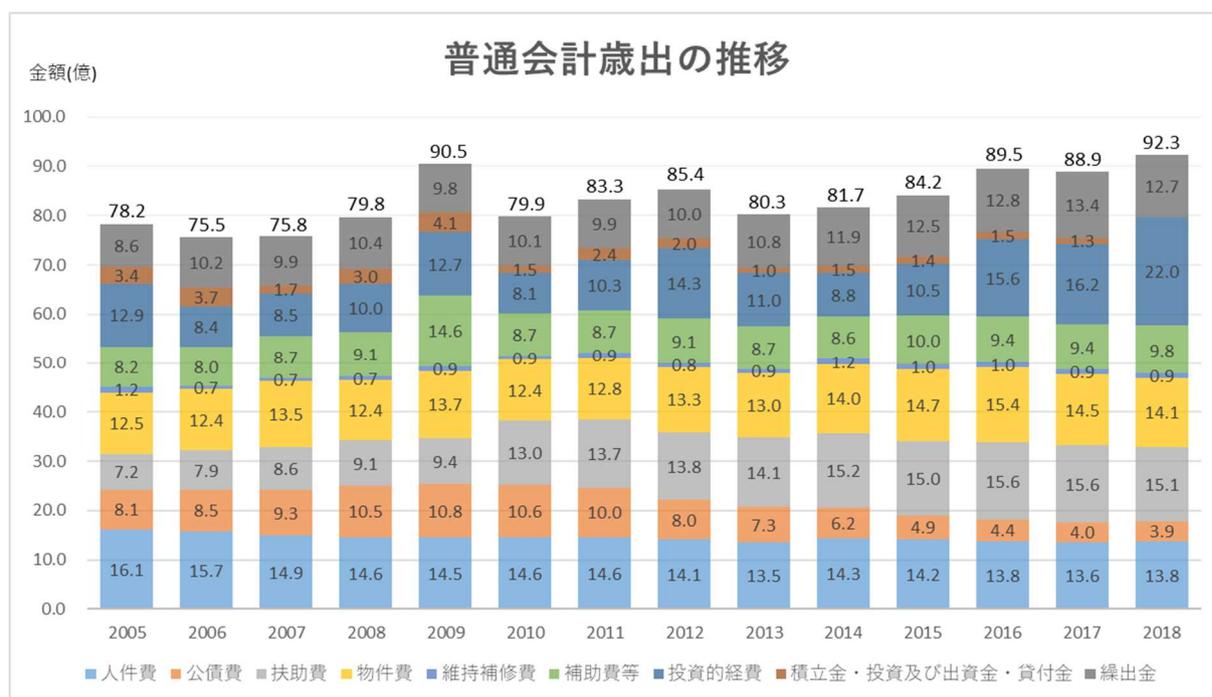


出典:総務省 2005～2018年 市町村別決算状況調査

## (2) 歳出

本町の歳出は、歳入と同じく 2010 年に前年度比で 1 割程度減少していますが、この 10 年間は概ね 80 億円前後で推移している。歳出の内訳を性質別に見てみると、主に公共建築物の整備に充てられる投資的経費は、年度ごとに金額の上下があるものの、平均すると 12.1 億円になる。一方、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、2005 年の 7.2 億円から年々増加し、2014 年には 15.2 億円と 10 年間で 2.1 倍になっている。

【図表 2-3 普通会計の歳出の推移】



出典:総務省 2005～2018年 市町村別決算状況調査

### (3) 財政指標

財政力指数、経常収支比率はこの10年間で大きくは変化していない。公債費の割合を示す実質公債費比率は、2011年の13.3ポイントから2020年の2.2ポイントと大きく減少しており、公債費が減少していることを示している。その一方で、将来負担比率はこの10年間で約2倍となっており、将来的に財政が圧迫される可能性を示唆している。

【図表 2-4 財政指標の推移】

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
財政力指数	0.72	0.68	0.68	0.7	0.72	0.71	0.71	0.71	0.72	0.73
経常収支比率	84.9	80.5	83.1	83.5	82.2	77.8	80.8	79.7	80.2	81.4
実質公債費比率	13.3	12.5	11.5	9.9	7.6	5.8	3.9	2.8	2.3	2.2
将来負担比率	36	11.1	9.9	2.9	3.6	13.9	13.8	24.7	58.2	71.2

出典:総務省 2011～2020年 主要財政指標一覧

#### ■財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど自主財源の割合が高く、自由度が高く財政力が強い団体ということになる。(指数が1を超える団体は、普通交付税の交付を受けない。)

#### ■経常収支比率

町税や地方交付税など、毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など固定的に支出される経常的支出にどの程度充当されているかを示す比率。この比率が高いほど臨時的支出にお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることになる。

#### ■実質公債費比率

地方公共団体の財政規模に対する公債費(毎年の借金の返済額)の割合。この数値が大きいほど、財政運営が厳しく、借金の返済に追われているということになる。この比率が一定基準(25%)を超えると、町債の発行が制限されることになる。

#### ■将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。現時点で想定される将来の負担が、自治体の使い道の定められていない財政の規模を表す標準財政規模(1年分)に対し何倍あるのかを指標化している。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなり、早期健全化基準は市町村では350%となっている。

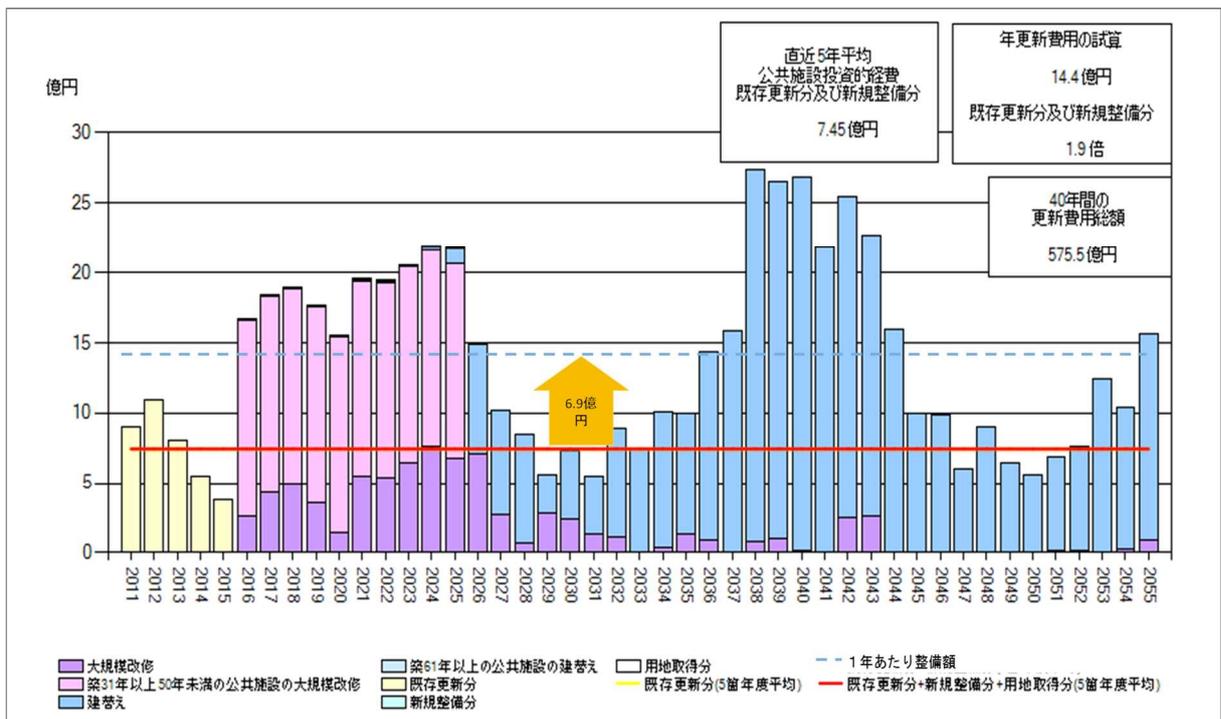
## 4. 将来の投資必要額、投資限度額

### (1) 今後の投資必要額の算出

公共施設等の維持、更新は全国的な課題となっており、総務省は自治体向けに建替えや大規模改修にかかる費用を試算する「公共施設等更新費用試算ソフト」を公表している。

このソフトを用いた試算の結果は、2016年から2055年までの40年の間に公共建築物をこのまますべて保有し続けた場合のコストは、総額で575.5億円、年平均で14.4億円となった。2011年から2015年までの過去5年間の公共建築物への投資的経費の実績は年平均で7.45億円であるため、将来はその2倍程度の費用が求められることになる。

【図表2-5 公共建築物更新費用試算】



### (試算条件)

- 公共建築物は、耐用年数を60年に設定し、建築後60年を経過すると建て替えるものとする。また、大規模改修は、建築後30年で実施する。
- 設計及び施工は複数年度にわたり費用がかかるため、建替え期間を3年、大規模改修の修繕期間を2年として、費用を分割する。
- 試算時点で既に建替え又は大規模改修の時期を迎えているものは、試算年度に費用が集中しないように、今後10年間で分散して行うものとする。
- 試算時点で建築後51年以上経過しているものは、建て替え時期が近いいため、大規模改修を行わないものとする。

- 下表で示すように、用途分類（大分類）ごとに更新単価を設定し、床面積を乗じて費用を算出する。

【図表2-6 公共建築物更新費用試算】

用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
町民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

※総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」設定単価による。

## （２） 公共建築物の今後の方向性

公共建築物は広く町民に利用されており、老朽化による損傷が原因で事故が発生するなどして利用不能となった場合に町民生活に多大な影響を与える。

本町が保有する公共建築物の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進んでいる。本町の公共建築物のうち、1981年以前の旧耐震化基準により建設された施設で耐震改修が行われていない施設には早急の対応が必要である。耐震診断の結果、耐震性に問題があることが確認されている施設は、今後も定期的な点検を行い健全に活用されていくように保全していくものとする。公共建築物を安全に利用できる状態を維持するためには、適切改修、修繕、建替え等が必要である。

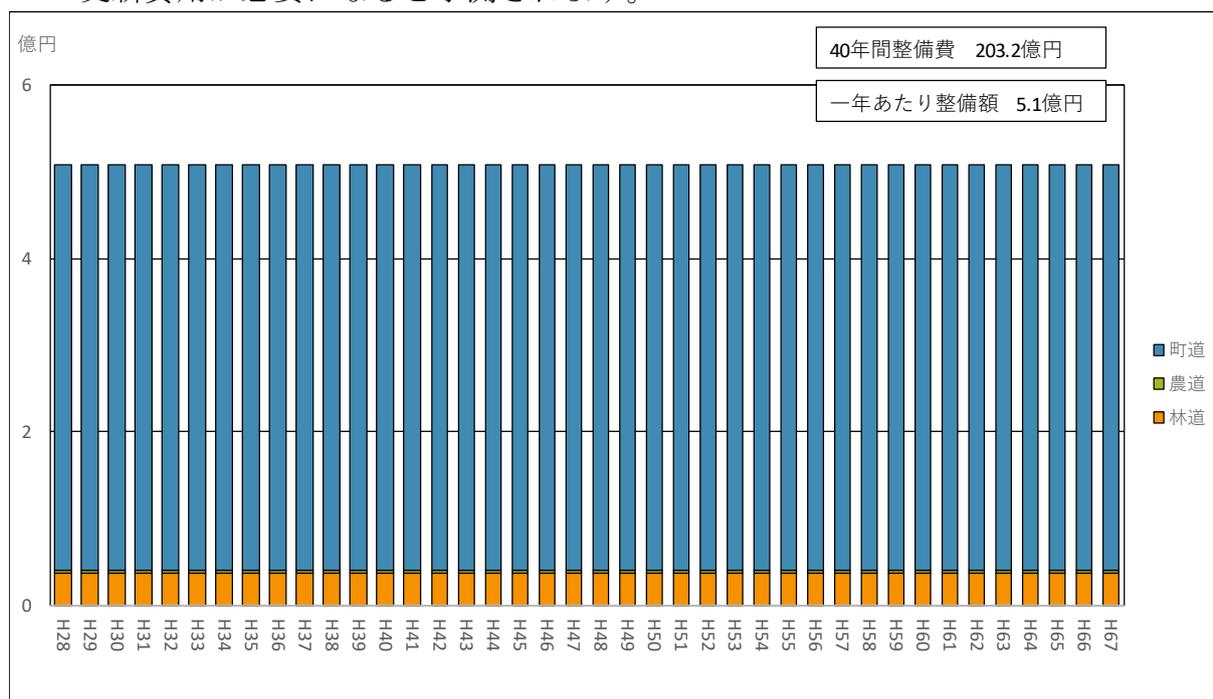
また、公共建築物は、町民に行政サービスを提供する場であり、町民が生活の中で利用する施設であるため、公共建築物保有量を削減することによって、行政サービスと町民生活の質が低下することがないよう、対策が必要となる。

## (ア) 道路

次の仮定した条件に従い、道路の更新費用を試算します。

- 道路の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は 15 年と設定します。
- 15 年間で全舗装の打替えを行うものとし、1 年あたり全道路面積の 15 分の 1 ずつ実施します。
- 更新単価は一律 4,700 円/m<sup>2</sup>と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します。

以上の条件で試算すると、今後 40 年間で 203.2 億円、1 年あたり 5.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。



道路更新費用試算

## (イ) 橋梁

次の仮定した条件に従い、橋梁の更新費用を試算します。

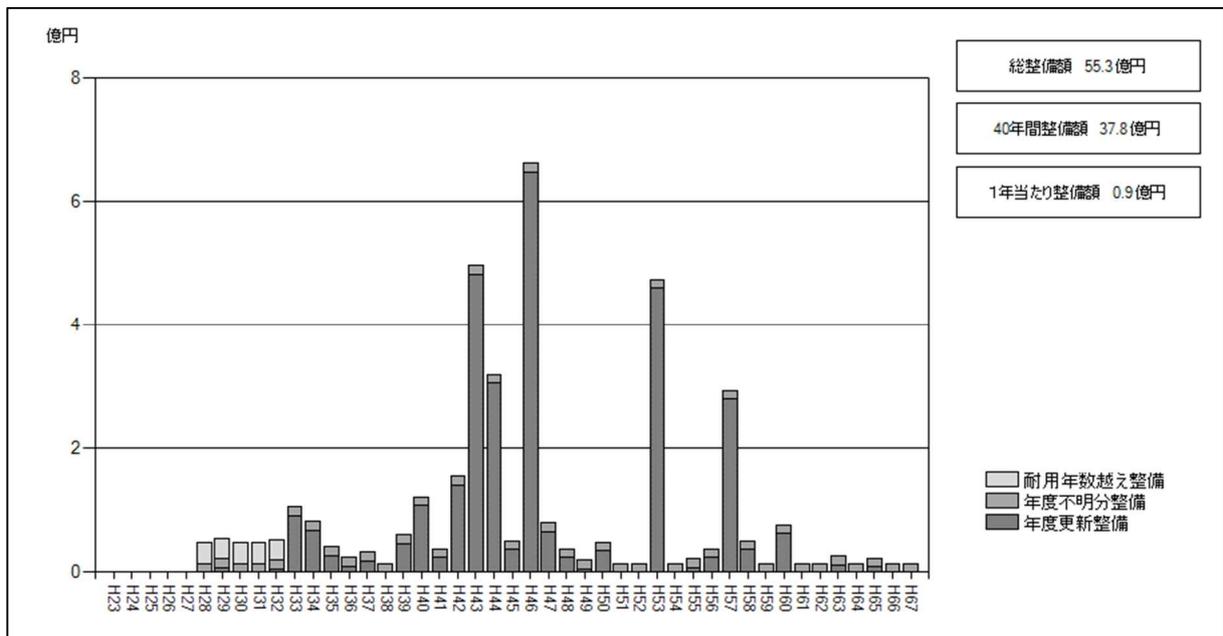
- 橋梁の耐用年数は 60 年とし、建設後 60 年を経た年度に更新します。
- 現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は、元がプレストレストコンクリート橋 (PC 橋) でないものを含め、PC 橋として更新します。
- 建設年度が不明な橋梁は、昭和 26 年度 (1951 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) の 65 年間で均等に建設されたものと仮定し、1 年あたり建設年度不明分の橋梁面積を 65 分の 1 ずつ更新することとして試算します。
- 更新単価は構造別に設定し、橋梁面積を乗じて更新費用を算出します。

### 橋梁更新単価

構造	更新単価
PC橋	425 千円/㎡
RC橋	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡
その他	425 千円/㎡

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

以上のような条件で試算すると、今後40年間で37.8億円、1年あたり0.9億円の更新費用が必要になると予測されます。



### 橋梁更新費用試算

#### (ウ) 上水道・簡易水道

次の仮定した条件に従い、上水道・簡易水道の更新費用を試算します。

- 上水道及び簡易水道の耐用年数は、垂井町の長寿命化計画の方針に基づき、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である40年に対し1.5倍を掛け合わせた60年を採用し、布設後60年を経た年度時点で更新します。
- 建築施設は、耐用年数を60年に設定し、建築後60年を経過すると建替えるものとし、また、大規模改修は、建築後30年で実施します。
- 試算時点で既に耐用年数を迎えている上水道及び簡易水道は、試算年度に費用が集中しないように、今後5年間で分散して行うものとし、
- 更新単価は管径別に設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

上水道・簡易水道更新単価

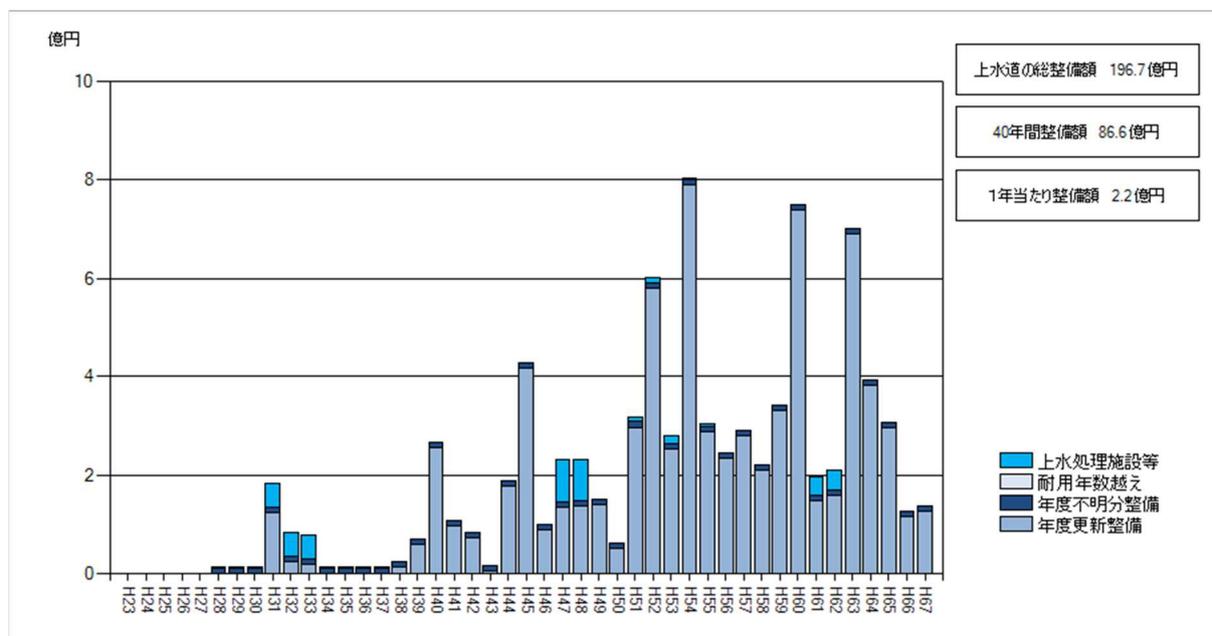
管種	管径	費用単価
導水管	300 mm未満	100 千円/m
	300～500 mm未満	114 千円/m
送水管	300 mm未満	100 千円/m
	300～500 mm未満	114 千円/m
配水管	50 mm以下	97 千円/m
	75 mm以下	97 千円/m
	100 mm以下	97 千円/m
	125 mm以下	97 千円/m
	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m

管種	管径	費用単価
配水管	250 mm以下	103 千円/m
	300 mm以下	106 千円/m
	350 mm以下	111 千円/m
	400 mm以下	116 千円/m
	450 mm以下	121 千円/m
	500 mm以下	128 千円/m

施設	大規模改修	建替え
プラント	20 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

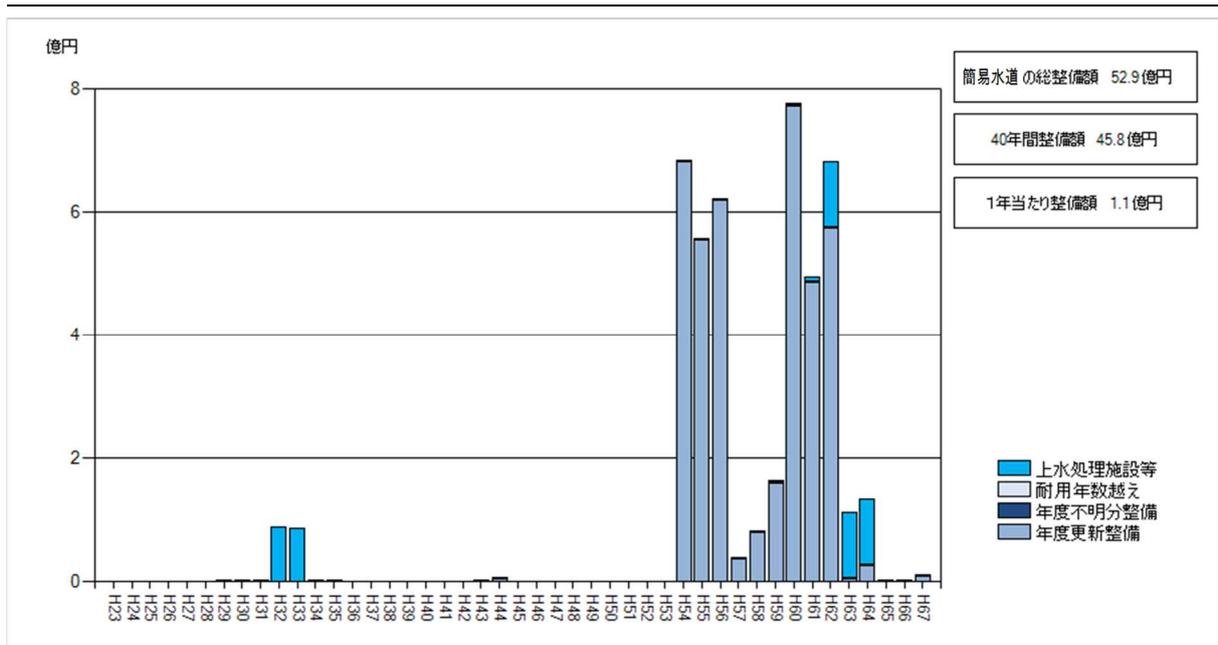
以上の条件で試算すると、今後 40 年間で 86.6 億円、1 年あたり 2.2 億円の更新費用が必要になると予測されます。



※管径不明のものは、最も小さい管径の単価で試算しています。

上水道更新費用試算

簡易水道は、今後 40 年間で 45.8 億円、1 年あたり 1.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。



※管径不明のものは、最も小さい管径の単価で試算しています。

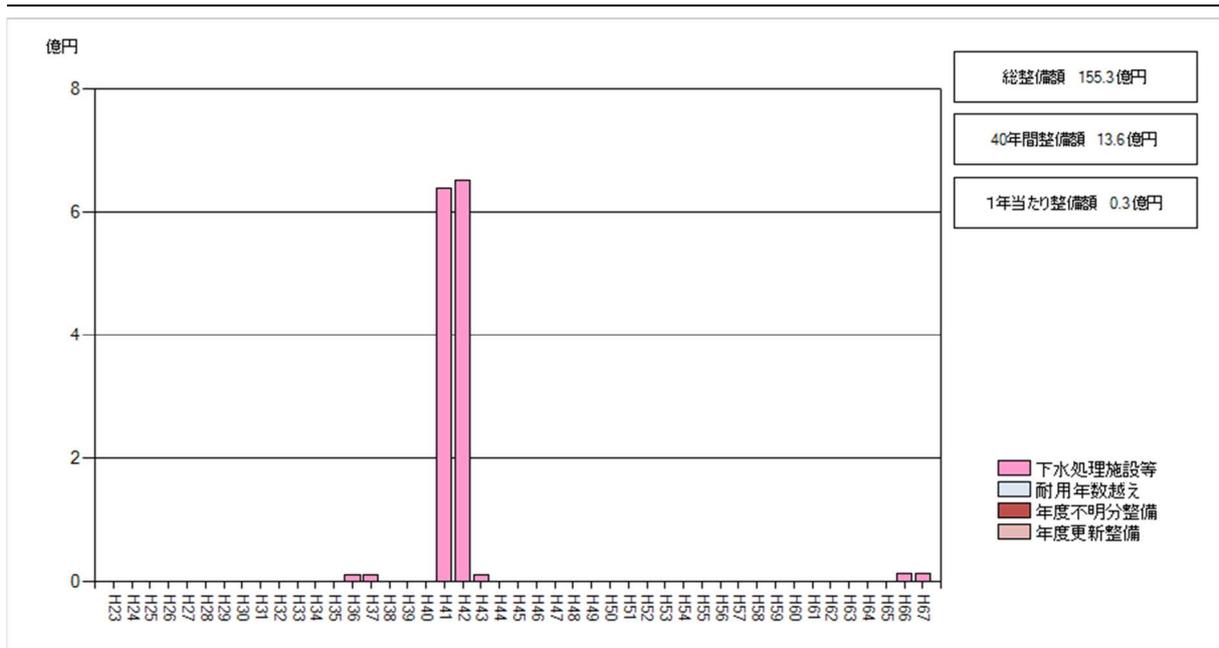
### 簡易水道更新費用試算

#### (エ) 下水道

次の仮定した条件に従い、下水道の更新費用を試算します。

- 下水道の耐用年数は、垂井町の長寿命化計画の方針に基づき、国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準耐用年数である50年に対し、1.5倍を掛け合わせた75年を採用し、布設後75年を経た年度時点で更新します。
- 建築施設は、耐用年数を60年に設定し、建築後60年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後30年で実施します。
- 布設年度が不明な管路は、昭和26年度(1951年度)から平成27年度(2015年度)の65年間で均等に布設されたものと仮定し、布設年度不明分の管路延長を65分の1ずつ毎年更新することとして試算します。
- 更新単価は、管においては一律124千円/m、プラントにおいては大規模改修時に20万円/m<sup>2</sup>、建替え時に36万円/m<sup>2</sup>と設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。更新単価は公共施設等更新費用試算ソフトの初期設定単価を採用しています。

以上の条件で試算すると、今後40年間で13.6億円、1年あたり0.3億円の更新費用が必要になると予測されます。比較的施工年度の新しい下水道は、令和37年度以降に更新費用がかかってきます。

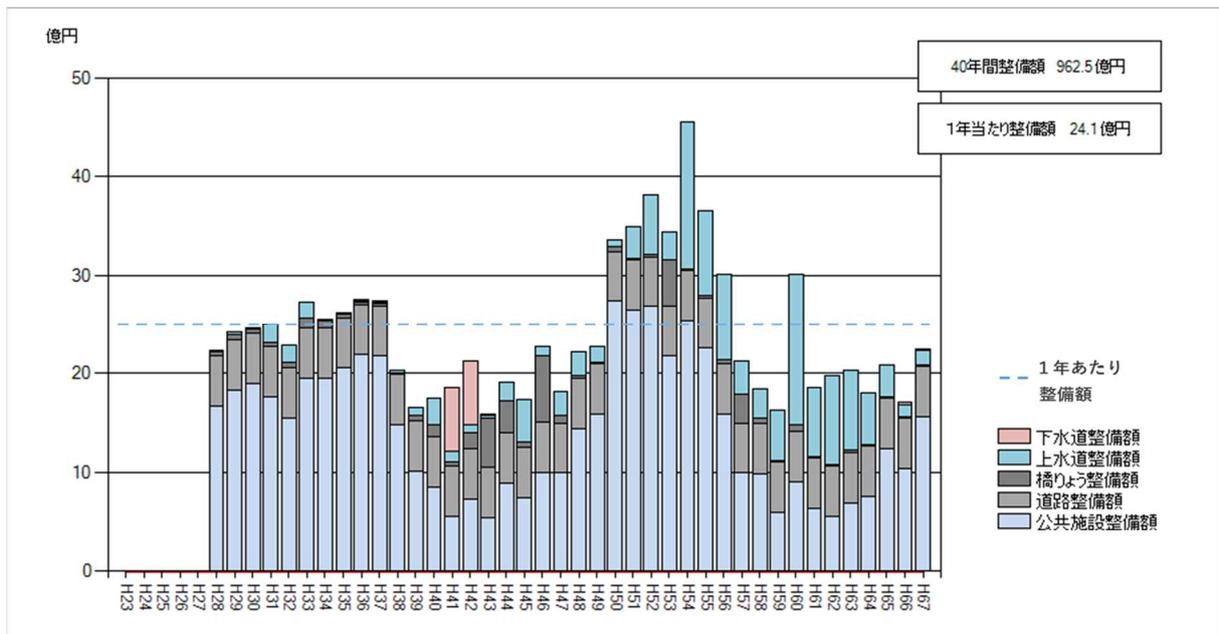


下水道更新費用試算

(オ) 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道・簡易水道及び下水道を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を下図に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、今後40年間で962.5億円、1年あたり24.1億円の更新費用が必要になると予測されます。



※上水道整備額の値は上水道と簡易水道の整備額の合計になります。

公共施設等全体更新費用試算

---

今回行った更新費用の試算は、一律的な整備方針のもとに、実際の劣化状況に関わらず、設定された耐用年数を迎えた公共施設等はすべて更新するものとして計算しています。公共施設等の更新を中長期的に把握するために行った簡便な推計手法にもとづく試算結果であり、公共施設等の整備方針によって必要な更新費用は大きく変化します。

本町の歳出の過去 10 年間の推移を見ると、扶助費（P.12 図表 2-3 参照）が約 2.1 倍と大きく増加しています。扶助費は、人件費及び公債費とともに支出が義務付けられている義務的経費であり、削減することは困難です。

その一方で、近い将来に人口が減少し、それに伴い税収も減少すると考えられます。

歳入が減り、歳出の中で義務的経費が増えると、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が削減されるおそれがあります。現在の投資的経費の水準でも、本町が保有するすべての公共施設等を更新するには費用が不足すると見込まれていますが、更に投資的経費が削減されれば、公共施設等の老朽化対策がますます困難になります。

将来の財政状況を見据え、適正な公共施設等保有量を検討するとともに、確保可能な財源の中で公共施設等を維持するために、公共施設等の管理運営方針の検討を行う必要があります。

---

## 5. 課題の整理

これまでに見てきた本町の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本町が公共施設等を管理していく上での課題を次のように整理しました。

### (1) 人口減少・少子高齢化への対応

本町の人口は、平成12年（2000年）にピークを迎え、今後も減少していくことが予測されます。人口減少が進行すると、公共施設等の利用者が減少するのみならず、維持管理費用の1人あたりの負担額が増加します。

将来予測される人口規模に見合った、公共施設等の保有量の適正化を行う必要があります。また、人口の年齢構成が変化していくことに伴って、公共施設等に対する町民の需要も変化しています。人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要です。

### (2) 整備費用の確保

公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用ではすべての公共施設等の修繕及び更新の費用が賄えないという結果になりました。

将来の財政状況の中で、公共施設等を確実に保全していくために、中長期を見据え、効率的な整備計画を立て、その費用を確保する必要があります。

### (3) 公共施設等の老朽化対策

公共施設等は広く町民に利用されており、老朽化による損傷が原因で事故が発生するなどして利用不能となった場合に町民生活に多大な影響を与えます。

本町が保有する公共施設等の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進んでいます。本町の公共建築物のうち、昭和56年以前の旧耐震化基準により建設された施設は延床面積で半数に及んでおり、耐震診断の結果、耐震性に問題があることが確認されている施設も存在します。

公共施設等を安全に利用できる状態を維持するためには、適確な改修、修繕、更新が必要です。

### (4) 行政サービスの維持

公共建築物は、町民に行政サービスを提供する場であり、町民が生活の中で利用する施設です。公共建築物保有量を削減することによって行政サービスと町民生活の質が低下することがないように、対策が必要となります。

---

## 第3章 基本方針

### 1. 公共施設等の管理に関する基本方針

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると想定されています。

その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれます。

以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する4つの基本方針を定めます。

#### (1) 公共施設等保有量の適正化

人口増加と経済発展に伴い整備されてきた公共施設等ですが、今後の人口減少時代にそのすべてを保有し続けることは財政上困難です。将来の財政状況で維持管理できる適正な規模まで、公共施設等の保有量を削減することが不可欠です。

公共建築物については、老朽化対策の検討に当たって、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化、運営形態の見直し等を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進します。

インフラは面又はネットワークとして整備されているものが多く、また、町民の生活基盤となっているため、短期的に削減することが困難です。既存インフラの維持を基本とし、新規に整備又は拡大するものについては必要性の高いもののみに限定して、保有量の増大に歯止めをかけます。

#### (2) 長寿命化と安全確保

公共施設等は町民の生活の中で広く利用され、老朽化による事故が発生した場合の生活や社会経済活動に与える影響度は大きいものであるため、長い期間、安全に利用できることが求められます。

長寿命化により公共施設等を長期間利用できるようになることで、1年あたりのコストは低下し、財政面でもメリットがあります。

#### (3) 維持管理・運営の効率化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、町民に提供しなければいけない施設があります。このような必須施設を維持していく上で、行政サ

---

ービスの質を低下させずにコストを削減するためには、管理の効率化を図る必要があります。

施設の複合化、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化、広告事業・施設命名権の導入など、公共施設等の性質に応じて様々な手法を検討し、効率的な管理を行います。

#### **(4) 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編**

役場庁舎の老朽化等に伴い、新たに庁舎を整備し、令和元年9月に役場機能の移転を行いました。また、令和2年7月に新庁舎東側の庁舎東館を取得しました。

本町の中核的な公共施設である庁舎の移転や庁舎機能の変化に伴って、他の公共施設の位置付けや必要性などに変化が及ぶことが考えられます。

また、新庁舎の移転をモデルケースとして、公共施設に対する新しいあり方を他の公共施設に適用できる可能性もあります。

このように、庁舎移転、新庁舎東館の取得を契機とした公共施設等の再編について検討します。

---

## 2. ファシリティマネジメントによる公共施設戦略

本計画の策定に当たって、「公共施設ファシリティマネジメント」の概念及びこれに基づく公共施設戦略について、名古屋大学工学部大学院工学研究科恒川和久准教授に町職員向けに講演をいただきました。以下に、その要旨をまとめます。

### (1) 公共施設ファシリティマネジメント

#### (ア) 公共施設ファシリティマネジメント

公共施設ファシリティマネジメントとは、「企業、団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されています。((公社)日本ファシリティマネジメント協会(JFMA))

公共施設ファシリティマネジメントとは、組織の目標達成のために、公共施設を経営資源として、

- ① 経済的なコストで
- ② 良好な品質（環境）を
- ③ 最小必要なものを

長期にわたり提供することにあります。



しかし、現在の公共施設ファシリティマネジメントは、財務・供給の目標設定に偏っており、今後、耐震性能、老朽度、バリアフリー性能以外の立地、品格、防災性、環境性等の土地や建築が備える品質性能に目を向け、自治体本来の目的達成のためのサービスレベルを探る必要があります。

#### (イ) 公共施設ファシリティマネジメントの本質

公共施設ファシリティマネジメントでは、従来の縦割り体制から、横断的な専門部署による全体最適のためのマネジメント体制に転換する必要があります。

また、その自治体にしか存在し得ない「場所に根ざした施設」をいかに使うかといった、自治体経営の目標を具現化する本質的な取組です。

## －公共施設ファシリティマネジメントにおける問題の本質と国の動き－

### ■公共施設ファシリティマネジメントにおける問題の本質

- 現在の公共施設は、高度経済成長期に形成された法律・制度による空間計画に基づくもの
  - ・ 戦後変化した社会・家族制度に対応し、近代化の中で核家族や個人が自立して生活できることが国の方針とされ、このための社会制度を公共施設として空間化したもの
  - ・ これにより豊かさを享受できたが、そのために政治・行政・業界・市民の思考が固定化市街地の無秩序な拡大、空き地・空き家の増加、コミュニティの崩壊、小学校の統廃合、公共施設の余剰も、本質的には同じ問題

### ■公共施設マネジメントに関わる国の動き

- **インフラ長寿命化基本計画 省庁連絡会議（2013.11）**
  - **公共施設等総合管理計画策定指針 総務省（2014.04）**
  - **国土強靱化基本計画 省庁連絡会議（2014.06）**
  - **都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度 国土交通省（2014.08）**
  - **まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」 内閣官房（2014.12）**
- これらは  
一体



人口減少・低成長時代となった今、20世紀型の経済制御システムを変革するために、自治体は縦割りの枠を超えて、どう応えるか！

## (2) 垂井町における公共施設の特徴

垂井町の公共施設は、以下の特徴がみられることから、これらを踏まえ、本計画における公共施設管理の基本方針を定める必要があります。

- 一人当たり公共施設保有量は、人口規模からみると大きいですが、可住地人口密度からみると岐阜県内ではそれほど大きくない。
- 公営住宅と幼稚園・保育園、公民館等の保有量が多いが、文化施設や体育施設等についてはむしろ少ない。
- これらの保有量が多い施設は各小学校区単位で均等に配置。
- 高度経済成長期に多くの施設が建設されており、近年はあまり公共施設の建設は行われていないため、相対的に築後年数が経過した建物が多い。
- 新庁舎構想が進行中であり、この庁舎計画を基軸とした公共施設再編計画が期待できる。

---

### 3. 公共施設等保有量の適正化

今後、地域間・都市間の競争や、人口減少、少子高齢化、気候変動等が見込まれる中、公共施設等に求められる役割や機能も変化していくものと考えられます。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民のニーズ等の変化等に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化、運営形態の見直し等を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進します。

#### (1)新規建設の制限

新しく公共施設等を建設する際は、事前にその必要性について十分な検討を行います。現在の需要だけではなく将来の需要を見据えた上で、必要であるか、建設費用だけでなく毎年の維持費も考慮して費用対効果が高いのか、未利用施設の再利用や既存施設の複合化などで対応できないか、のように色々な角度から検討し、その上で必要性が認められた場合のみ建設することとします。

また、建替えの際は、既存建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設との複合化で総延床面積を削減できないか検討します。

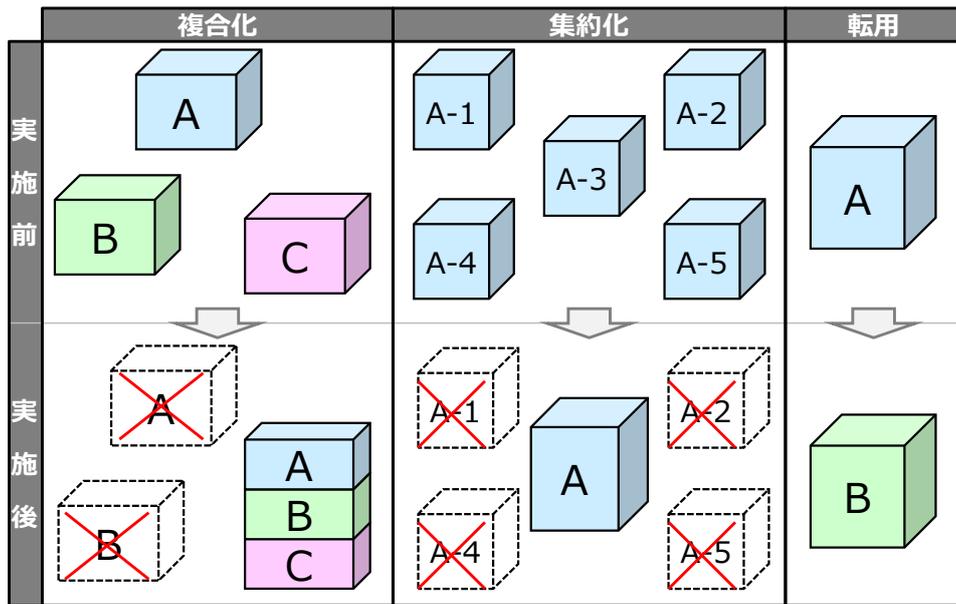
#### (2)統廃合と転用の推進

人口と財政に見合う適正な保有量に向けて公共施設の統廃合を検討しますが、統廃合により行政サービスの質の低下を招かないよう配慮が必要です。

従来の公共施設の多くは、単一機能のみを有していました。しかし、公共施設を「建築物（ハコモノ）」としてではなく「行政サービスを提供する機能」として捉えると、1施設1機能である必要はなく、むしろ多機能化した複合施設の方が相乗効果により利用者数増大、共同利用スペースによる延床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットが生じます。

同種の施設が複数ある場合、それらを集約し、1つの施設に人員と費用を集中して拠点施設とすることで、施設機能とサービスを向上できます。

また、統廃合により廃止された公共施設を転用して別の用途で活用することで、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます。



複合化・集約化・転用のイメージ

## 4. 長寿命化と安全確保

公共施設とインフラ資産は、町民の生活基盤になっています。生活の中における必要性が高く、また、ほかに代替サービスが存在しない公共施設等については、本町が今後も継続的に保全していく必要があります。

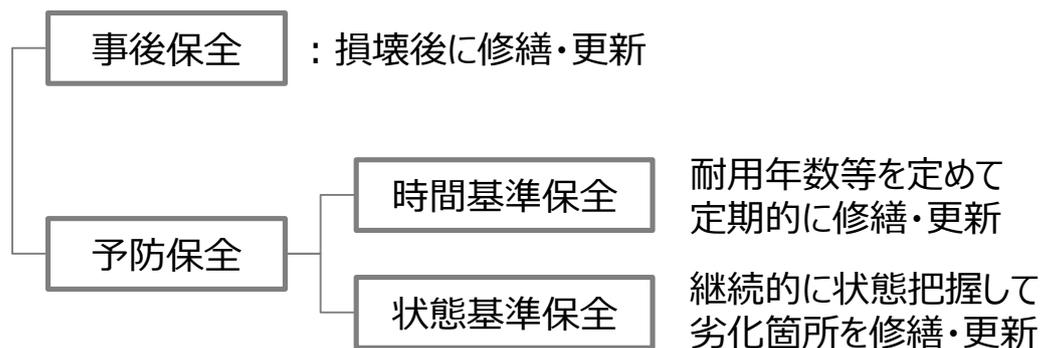
P.14 第2章の「4. 将来の投資必要額、投資限度額」でみたように、本町が保有する公共施設等をすべて維持する場合、老朽施設の更新及び修繕に今後40年間で576億円の費用が必要になると予測されます。この更新費用の試算は、施設類型ごとに設定した更新単価と更新間隔（耐用年数）をもとに算出しています。

しかし、個々の施設で劣化の進行速度が異なることと、施設類型単位に一律の水準で管理しては更新費用に充てられる財源が不足することから、実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、リスクベースメンテナンスを導入し、劣化の進みやすさと機能が損なわれた場合の社会的損害などのリスクを基準に公共施設等を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定することとします。

また、管理水準を設定するにあたり、保全手法について考え方を整理します。

公共施設等の保全は、その実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます。



### 保全手法

事後保全は、損壊した施設等のみを修繕するため修繕費用自体は少なくなりますが、損壊を予防できないため、公共施設等の損壊が原因となって町民の身体、生命、財産を損なう事故が発生する危険性があります。

時間基準保全は、施設等を安全に使用できる期間を想定して修繕間隔と耐用年数を定め、定期的な修繕と耐用年数を超過した施設等の更新を実施することで、事故を未然に防ぎます。修繕及び更新の時期が予測しやすく、中長期的な計画策定が容易な手法です。しかし、想定以上の劣化の進行により、修繕又は更新の時期を迎える前に損壊する危険性があります。

状態基準保全は、施設等の点検を継続的に実施し、個々の劣化状況を正確に把握した上で必要な時期に必要な箇所の修繕と更新を行えます。しかし、点検を実施するための人手と費用が必要となり、すべての公共施設等を定期的に点検するのは大変困難であり、状態基準保全を実施できる範囲は限られます。

リスクベースメンテナンスの考え方にに基づき分類した管理水準レベルごとに、各保全手法のメリットとデメリットを考慮して採用する手法を決定し、時間基準保全の場合の耐用年数や状態基準保全の場合の点検頻度などを設定します。

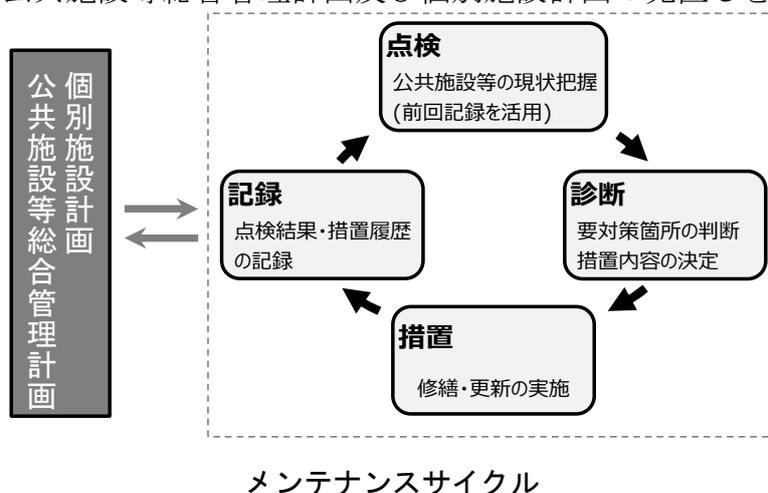
## (1)点検・診断等の実施

### (ア) メンテナンスサイクルの構築

状態基準保全を行う場合、公共施設等の状態を点検し、その点検結果に基づき更新又は修繕の内容を診断します。点検と診断を定期的かつ継続的に実施することが重要であり、点検結果と修繕履歴を記録して蓄積することで経年変化を把握することが可能となり、次の点検と診断に活かします。

このように、点検、診断、措置及び記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を構築することで、公共施設等の安全確保と長寿命化を効果的に進めることが可能になります。

また、メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集して公共施設等の現状を把握し、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。



---

## (イ) 点検・診断マニュアルの作成

点検及び診断のマニュアルを施設類型ごとに作成します。

国や県においても、インフラの点検及び診断の要領、基準、マニュアルなどを作成しているため、それらを参考にしつつ本町の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成することとします。

## (ウ) 管理者による日常的な点検

定期的な点検を実施している公共施設等であっても、次の点検までの間に急な劣化や損壊が発生する場合があります。管理者等が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合などについて点検を行い、必要に応じて修繕します。

## (エ) 町民による劣化・損壊の報告

本町が保有する公共施設等は、インフラ資産も含めると膨大な量であり、定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分があります。

そこで、町民に公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には町役場へ報告していただくよう協力をお願いし、劣化・損壊の早期発見を目指します。早期発見と迅速な対応により、事故を未然に防ぐことができます。

## (2)維持管理・修繕・更新等の実施

### (ア) ライフサイクルコストの削減

建設時の初期費用（イニシャルコスト）だけではなく、毎年の維持管理費用など継続的な費用（ランニングコスト）や取り壊し費用も含めた、公共施設等の設置から撤去までにかかるすべてのコスト（ライフサイクルコスト）を考慮して、全体のコスト削減を目指します。

公共施設等を長寿命化し、長期間利用することで、大きな費用が必要となる建設・更新の間隔が長くなり、コスト削減につながります。

毎年のランニングコストはイニシャルコストと比較して金額は小さいですが、施設を利用する数十年間という期間で考えると、ランニングコストの割合は大きくなります。設計・建設の段階で、建設費用だけでなく管理と修繕のコストを削減できる材質、構造、工法なども検討が必要です。

また、断熱・日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などにより、光熱費削減だけではなく、環境負荷の軽減にも貢献できます。

---

## (イ) 事業量と費用の平準化

今後、多くの公共施設等で更新及び修繕が必要になりますが、所管部署が個別に更新・修繕計画を立てると事業が短期間に集中し、費用が不足する年度が出てきます。

中長期的に更新及び修繕を計画し、町全体の中で事業量と費用が各年度で均等になるように調整を行い、財政計画を立てる必要があります。

## (3)長寿命化の実施

### (ア) 長期利用を見据えた設計と建設

公共施設等を新設又は更新する際に、頑強な構造と耐久性に優れた材料を用いて建設することで、長期間安全に利用できる公共施設等とします。

### (イ) 予防保全による寿命の延長

予防保全の考え方に基づいて損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施することで、公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化を防止し、長期の利用を可能にします。

### (ウ) 長寿命化改修による耐久性の回復・向上

耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修を実施することで、建設時に想定した耐用年数を超えた利用を可能にします。

### (エ) 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、① 法令上の基準、② 公共施設等自体の物理的耐久性能、③ 社会が公共施設等に求める機能水準及び④ 公共施設等を存続させるための費用効率の 4 つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります。

法定耐用年数は税務及び会計の基準として使用する年数であり、実際の利用可能年数とは乖離することがあるので、物理的、機能的及び経済的耐用年数を考慮して長寿命化を検討します。

建設から数十年を経過した公共施設等は、施設機能が現行の要求水準を満たさないことがあるので、長寿命化改修の際には、耐久性の回復だけでなく、機能の向上も含めた工事が必要になります。

また、維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加していくので、長寿命化改修により耐久性能を回復させても費用の削減につながらない場合もあります。

したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わずに更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

#### 耐用年数の種類

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設した方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

### (4)耐震化の実施

#### (ア) 災害対策拠点等の優先的対応

公共施設等の中には、庁舎や消防署のように災害対策の拠点となる施設、学校や公民館、地区まちづくりセンターのように避難所となる施設、救助活動や支援物資輸送の経路となる緊急輸送道路などのように災害発生時に機能を発揮すべきものがあります。これらの公共施設等については他に優先して耐震補強等の対策を施します。

#### (イ) 非構造部材と付属設備の耐震化

建築物の耐震性能を考える際、一般的に基礎、柱、梁及び壁など構造の主要部分（躯体）の強度から、その建築物が地震の震動及び衝撃に対し倒壊又は崩壊する危険性があるか判断します。

しかし、建築物の躯体が地震に耐えられても天井の落下や棚等の転倒などが原因で人身被害が生じるおそれがあります。

また、道路においても、標識及び街路灯など道路に付属する施設が落下するおそれがあります。

---

非構造部材と周辺の設備も含めて耐震補強を実施し、地震発生時にも公共施設等の利用が安全なものとなるようにします。

### (ウ) インフラ復旧計画の策定

災害発生時にも十全に機能するように耐震補強等の事前対策を施すことは重要ですが、大規模災害への対策を完璧にすることは困難であり、ライフラインが止まった場合を想定した備えが必要となります。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保などについて計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に町民の生活を守れるよう備えます。

## (5)安全確保の実施

### (ア) 予防保全による危険への早期対応

点検により危険性が高いと判断された公共施設等については、早期に修繕等の対策を施し、事故の発生を防止します。

利用者の多い公共施設等は事故発生時のリスクが高いため、優先的に対応します。

### (イ) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は多くの町民に広く利用されるものであり、誰にとっても使いやすいものであることが望まれます。

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、体格、身体能力などに左右されずに誰もが安全に利用できる施設にすることで、利用者の怪我などを予防します。

---

## 5. 維持管理・運営の効率化

### (1) 民間との連携

#### (ア) 指定管理者制度、業務委託の推進

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

また、指定管理者制度のように包括的に施設管理を代行させることができない施設であっても、運営、維持管理、修繕などの一部の業務を民間に委託することができます。民間でできることを民間に任せ、行政と民間が連携して公共施設等の管理を行います。

同種の施設又は同種の業務は一括で委託することで、さらに効率化を図ります。

#### (イ) PFIによる公共施設等の整備と運営

民間の資金と手法を用いて行うPFI(Private Finance Initiative)事業により公共施設等の整備と運営を行うことで、民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能になり、従来行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで経済の活発化が期待できます。

平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)の制定以降、日本全国で多数の公共施設等がPFIにより整備されてきました。

### (2) 庁内の横断的協力

#### (ア) 職員研修の実施

本計画は、本町が保有するすべての公共施設等についての方針を定めています。

町全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、公共施設等を所管する各部署の担当職員を対象とした研修を実施し、方針の周知を図ります。

#### (イ) 全庁横断的組織による協議と情報共有

公共施設等を所管する各部署の職員が参加する全庁横断的な協議会を設置します。個別施設計画を策定する際に意見を交換するなど、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有するなど、部署間の協力と情報共有の場として活動します。

---

## (ウ) 他部署所管施設の積極的活用

町民への行政サービスの提供などで、他部署が所管する施設を使用することで効率的に実施できる場合は、これを積極的に活用します。

前項で述べた協議会において他部署所管の施設の情報を収集するとともに、協力体制を構築します。

---

## 6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編

### (1) 庁舎移転と連動した公共施設等の再編

新庁舎は、町民の新たな交流・生活支援拠点や防災拠点としての機能を果たすものとなります。このため、庁舎東館の有効利用や文化会館敷地との一体的利活用等を考慮した敷地利用計画等について、本計画の策定とあわせて検討・整理していく必要があります。

また、庁舎の移転建替えは、旧庁舎跡地を本町中心部の活性化に有効活用することが前提です。

庁舎の移転は人や交通の流れを変え、しいては町民の生活意識にも影響を及ぼすものであるため、他の公共施設の用途、立地、規模等について、庁舎移転による影響を考慮する必要があります。

## 7. 個別施設計画に基づく対策

### (1) 個別施設更新方針と優先順位の考え方

#### (ア) 今後の施設更新方針



※ 残寿命 = 耐用年数 - 築年数

#### (イ) 優先順位の考え方

アクションプランにて決定された再配置区分は、以下の優先順位に基づいて策定されたものである。

##### ①「公の施設」としての必要性

教育、治安、社会資本、給付業務などの行政が直接的に事業を継続していくべき分野と、保育、介護福祉、医療、住宅供給などの民間への役割移譲が可能な分野を仕分ける。

##### ②施設の需要見込み(機能(サービス)・地域性、他)

施設利用対象人口の将来推移や、今後の行政サービスにかかわる政策等に基づき、施設機能(サービス内容)、立地する地域性、施設の特長や個性などを指標として、個々の施設の需要見込みを評価する。

##### ③施設の民間・地域移譲への可能性

---

公の施設としての必要性が高くない分野において、民間進出状況等の地域性や、民間ノウハウによるサービス向上などを指標として、施設の民間等移譲への可能性を検討する。

④需要とコスト等のバランス

施設機能が同一・類似施設における、利用者数と管理運営費用とのバランス（費用対効果）、地域内分布や隣接地域間での関係などから、統廃合の可能性を検討する。

## (2) 個別施設計画の数値目標

① アクションプランの目標

公共建築物の延床面積縮減目標を「30%」として、アクションプラン（計画期間：2019年から2036年の18年）を展開していくことを決定した。この縮減目標は、公共建築物としての保有規模の縮減に加え、施設の統合等による建設事業の効率化を通じた更新費用の縮減を含めて達成していく施設総量の縮減目標値である。

② 個別施設計画の目標

個別施設計画では、適切な施設の保有量を目指しながらも、将来的財政を圧迫しないための計画を策定する。総合管理計画にて試算された、2056年まで現施設を保有した場合の総コストが575.5億円と試算されている。個別施設計画の策定により数値目標について以下の通り設定する。

個別施設計画を実行した場合の、施設にかかる2056年までの更新費用見込額

総額 266 億円

---

## 8. 公共施設等総合管理計画の実施体制

本計画の策定にあたって公共施設等の保有状況の調査を行いました。この調査を継続的に行い、年度ごとに本町が保有する公共施設等の全体像を把握することとします。この調査は、総務課が事務局となり、各部署の協力の下で公共施設等の情報を収集した上で集計するものとします。

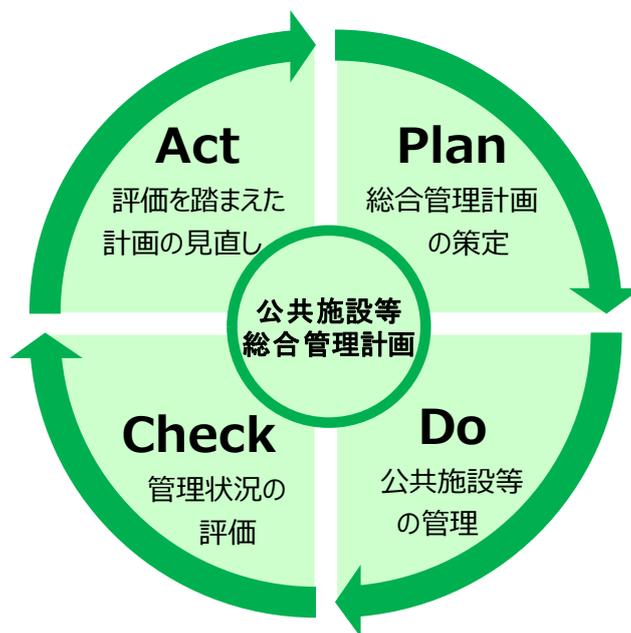
各部署においては、個別施設計画を策定し、所管する公共施設等の計画的な管理を実施します。

## 9. フォローアップ

本計画は、2017年(平成29年度)から2036年(令和18年度)までの20年間とします。

計画期間中は、本計画で定めた方針に則り公共施設等の管理を実施しますが、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、計画、実施、評価及び改善をPDCAサイクルに沿って繰り返し行うものとします。

計画の見直しの際には、各部署が策定した個別施設計画と整合をとり、公共施設等の管理に関する本町の計画体系を整備します。

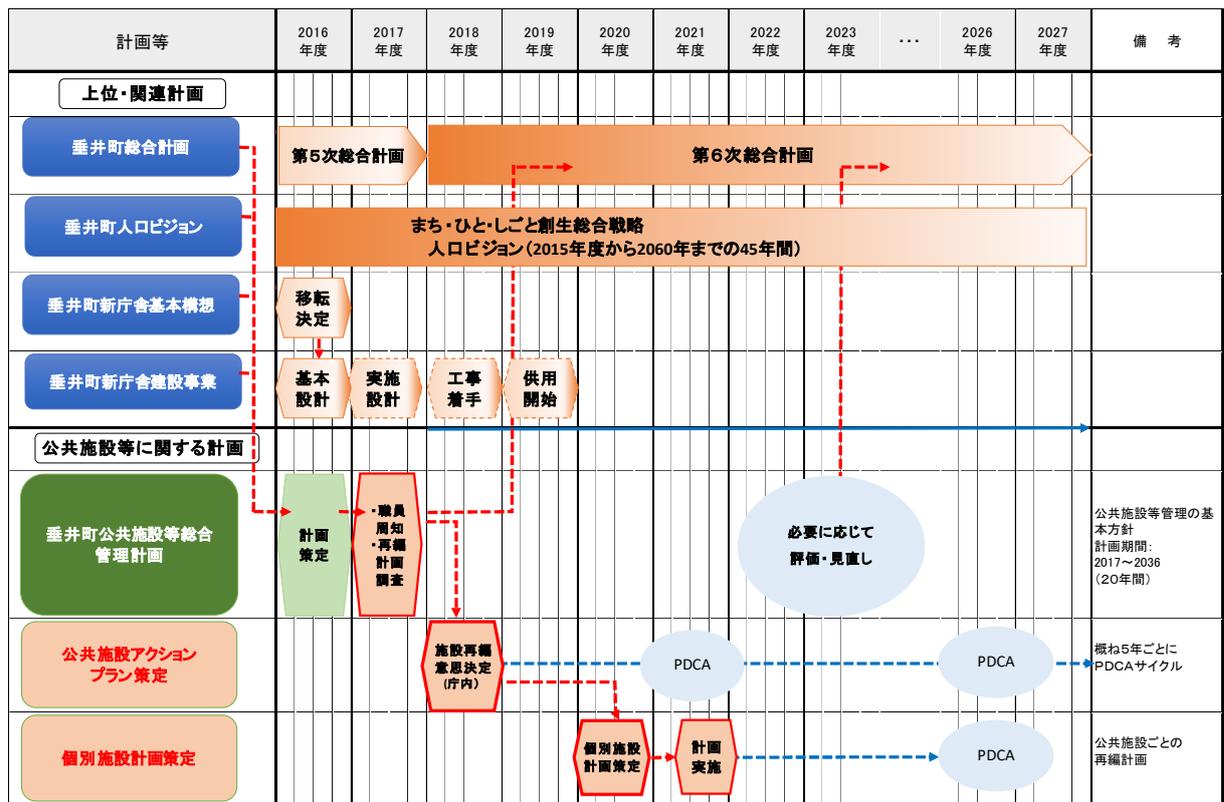


PDCA サイクル

総合管理計画の計画期間は、2017年から2036年までの20年間、アクションプランは、2019年から2036年までの18年間を計画期間としている。

個別施設計画でも2036年を計画の終点として2021年から2036年までの16年間を計画期間とした。また、実効性を高めるために5年ごとに取組の評価を行いながらフォローアップし、計画を更新していくこととする。計画期間中は、当該計画で定めた方針に基づいた公共施設等の管理を実施し、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、5年ごとに見直しを実施することとしている。

【図8-2 公共施設等総合管理計画 公共施設アクションプラン 個別施設計画】



スケジュール表

---

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 公共建築物の更新費用の縮減

公共建物等の「将来の投資必要額、投資限度額」(P. 14)で明らかとなった現在の施設規模や施設数を維持していくための将来の更新費用は、今後40年間で約576億円かかるものと見込まれます。このことから将来の投資費用は年平均で14.4億円となります。

一方で2011年から2015年までの過去5年間の改修等にかかった投資費用は年平均で約7.5億円となります。これは、このままでは現在の公共施設を5割程度しか維持できないことを示しています。

さらに、建替え更新時期が2038年～2044年に集中することが見込まれます。このように建物自体の更新を同時多発的に行うことは、財政的な問題もさることながら、公共施設を利用される町民に対しての安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持することが困難であることを示しています。

公共施設については、現在ある公共施設のサービス機能のうち、今後も必要となる機能を見極めた上で、総量の見直しや非効率的な部分を是正するなど、予測される今後の財政状況と改修、更新にかかる経費とのバランスをとり、持続可能な行政サービスの提供を実現するための見直しを進めることとします。

そこで、「1. 公共施設等の管理に関する基本方針」(P. 23)に掲げたように、機能集約等による施設総量の縮減、既存施設の延命化・長寿命化、管理運営費の縮減、また歳入面では、国県などの特定財源の確保、計画的な基金積立など、公共施設の在り方を踏まえた多様な取組により、トータルとして更新費用不足額の解消を図り、中長期的な視点によるマネジメントに取り組み、予想される今後の財政状況と公共施設等の改修・更新にかかる経費とのバランスをとりながら、町民への行政サービスの継続性に配慮した公共施設の実現を目指します。

---

## 2. 更新費用縮減のための取組

財政的に厳しい状況下で、地域住民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設にかかるコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点（全体最適）に立って、公共施設マネジメントを推進していくことが必要です。そのためには、公共施設の老朽度と将来の人口ニーズなど公共施設における現状の課題を的確に把握し、全庁的な観点から縮減効果の高い施設を抽出し、重点的かつ優先的に統合や集約など再配置に向けた取組を積極的に取り入れることが必要です。

本町が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「人口一人あたりの公共建築物床面積」は、2018年度時点の延床面積及び2015年度国勢調査による町の人口を用いると4.97㎡/人（136,838㎡/27,556人）です。全国の自治体の平均値2.94㎡/人、岐阜県内の「町」の平均値3.80㎡/人と比較すると、3割から7割多いという極めて高い水準にあります。

垂井町では、施設総量の多い施設として全施設規模（延床面積）に占める割合が高い施設用途の 小学校・中学校（34.2%）、町営住宅（10.0%）、集会施設（7.6%）、幼稚園・保育園・こども園（6.1%）等に対して積極的に取組の検討を施す必要があります。

また、「利用者推移見込み」においては、小学校（対象年代の5～9歳人口が、R42年ではH27年の72%に推移）をはじめ、中学校、幼稚園・保育園・こども園、集会施設、町営住宅といった施設規模が大きい用途すべてにおいて、利用者（各施設の利用対象年代）が将来時に大きく減少すると想定されています。

しかしながら、公共施設の縮減への取組にあたって、単なる施設総量の縮減に止まらず、多機能化・複合施設化を基本として、施設利用者の利便性向上を図るとともに、安全安心の確保に取り組んでいきます。また、地域住民の利用を中心とした施設については、地域住民の自発的な活動にとってより使い勝手の良いものとするため、地元自治会への移管等を進めることとします。

そこで、今後の公共施設マネジメントの取り組み方針として、「施設総量の適正化」、「点検・診断等」、「維持管理・修繕・更新等」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」の6つの項目を柱として、中長期的な取り組みを進めていくこととしています。

P44以降に施設類型ごとの取組方針を整理します。

### 3. 施設類型ごとの取組方針

#### 1 行政系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①庁舎等	1	7,434	役場
②消防施設	25	619	消防車庫、ポンプ車庫 器具庫、可搬庫
合 計	26	8,053	

#### 現状・課題

- 役場庁舎は、新たに庁舎を整備し、令和元年9月に役場機能の移転を行いました。
- 消防団の活動の場となる消防車庫、ポンプ車庫、器具庫等の一部施設では、老朽化及び借地の建物がある。

#### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎の移転建替え、庁舎東館の取得により、文化会館敷地との一体的利活用とあわせ、他の行政機能の集約を検討していく。</li><li>○ 消防施設は一部借地返却時に集約を検討する。但し、地区単位となる7団体の構成は持続する。</li></ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li></ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li></ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li></ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 消防施設における旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li></ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li></ul>

## 2 産業系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①産業系施設	1	87	農林畜産物販売所 半兵衛の里
合計	1	87	

### 現状・課題

- 「半兵衛の里」は平成 17 年度（2005 年度）建設で建物自体は健全であり、耐震基準を満たしている。

### 取組方針

施設総量の適正化	○ 「半兵衛の里」については、民間への移譲を含め、用途廃止について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 点検結果等をもとに計画的に維持管理を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	—

### 3 保健・福祉施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①障害福祉施設	2	1,614	けやきの家、いずみの園
②保健施設	1	902	保健センター
③その他社会保険施設	1	597	福祉会館
④高齢福祉施設	5	2,578	デイサービスセンター 老人福祉センター 生きがいセンター 生きがい拠点施設 夢の屋
合計	9	5,691	

#### 現状・課題

- 保健センターの敷地は借地で建物のみ垂井町が所有。予防接種や検診時には駐車場不足が指摘されている。
- 福祉会館は昭和41年度（1966年度）建設であり、老朽化が著しい。
- デイサービスセンター、生きがいセンターの敷地は借地で運用している。
- 老人福祉センターはRC構造で、昭和54年度（1979年度）建設で老朽化が著しい。

#### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いずみの園は施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。</li> <li>○ 保健センター、福祉会館、デイサービスセンター、生きがいセンターは、新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。</li> <li>○ 老人福祉センターは、老朽化と脆弱な耐震構造であることから耐用年限到達時で廃止する。</li> <li>○ 生きがい拠点施設、夢の屋は、機能再編による地域施設等への統合について検討する。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 4 スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①スポーツ施設	4	4,437	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド
合計	4	4,437	

### 現状・課題

- 朝倉運動公園内の多目的広場は、広域避難所に指定されているが、体育館、体育センターは耐震基準を満たしていない。

### 取組方針

施設総量の適正化	○ スポーツ施設については、適切・計画的な保全と施設の更新及び用途廃止または機能の集約化（複合化・拠点化）について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

## 5 社会教育系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①博物館	1	119	菁莪記念館
②図書館	1	2,452	タルイピアセンター
合計	2	2,571	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 菁莪記念館は昭和 54 年度（1979 年度）建設の鉄骨造で耐用年限（45 年）を迎えつつある。</li> <li>● タルイピアセンターは文化財等を収蔵するには限界があり、他所へ収蔵保管場所を検討中。</li> <li>● タルイピアセンターはスロープなどの必要最小限のバリアフリー対応や、多目的トイレを設置。図書館内のフロアは車椅子での移動ができ、視覚障害者の対応も完了している。</li> </ul>



取組方針	
施設総量の適正化	○ 社会教育系施設については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

## 6 学校教育系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
① 学校	9	48,549	小学校、中学校
② その他教育施設	1	1,046	学校給食センター
合計	10	49,595	

### 現状・課題

- 学校施設全般では、耐震補強がほぼ完了しているが、垂井小学校は昭和48年度（1973年度）、府中小学校は昭和41年度（1966年度）の建設で老朽化が著しい。
- 昭和58年度（1983年度）建設の東小学校も老朽化が著しく、大規模改修が必要である。
- 学校給食センターは平成元年度（1989年度）に蜂焼から現在地へ移転。昨今のアレルギー対策など設備投資が課題である。

### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中学校については、将来的な児童数・生徒数の推移(予測)を踏まえ、施設の適正規模及び適正配置について検討する。但し、統廃合は実施せず、規模縮減の方向で検討する。</li> <li>○ 小中学校の児童数・生徒数の減少により生じた空き教室は、周辺施設との複合化などの利活用方法を検討する。</li> <li>○ 学校給食センターは施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 7 子育て支援施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
① こども園	6	8,705	こども園
② 幼児・児童施設	3	1,430	留守家庭児童教室
合計	9	10,135	

### 現状・課題

- 東小学校留守家庭児童教室は、旧東幼稚園舎を利活用（転用）とした施設である。
- 宮代小学校留守家庭児童教室は、旧宮代幼稚園舎を利活用（転用）とした施設である。
- 表佐小学校留守家庭児童教室は、旧表佐幼稚園舎を利活用（転用）とした施設である。

### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4園化構想を踏まえて施設の適正規模及び適正配置について検討（幼保一元化として13施設を4施設に複合・集約）する。</li> <li>○ 留守家庭児童教室は施設のあり方（再配置・統廃合等）について検討する。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 8 町民文化系施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
① 集会施設	37	10,736	公民館、まちづくりセンター コミュニティセンター、転作研修 所、集会所
② 文化施設	1	3,711	文化会館
合計	38	14,447	

### 現状・課題

- 大半の集会施設は地元自治会が管理・運営を行っており、町から火災保険と消防設備点検等、維持費の支出がある。

### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集会施設については、自治会等への譲渡、指定管理者制度の導入を取り入れた施設の適正規模及び管理費用の縮減について検討する。</li> <li>○ 公民館のまちづくりセンター化に伴う他用途地域施設との複合化について検討する。</li> <li>○ 文化会館は、新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 9 公営住宅

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①公営住宅	7	14,206	町営住宅
合計	7	14,206	

### 現状・課題

- 駒引町営住宅、比女町営住宅は、耐震性が低く、老朽化が目立つ。

### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駒引町営住宅、比女町営住宅は現入居者の退去後は新規入居者を受け付けず、施設の除却を進める。</li> <li>○ その他の町営住宅については施設のあり方（再配置・統廃合等）について検討し、低層住宅の用途廃止を促進させ施設総数の縮減を図る。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li> <li>○ 但し、駒引町営住宅、比女町営住宅は順次、除却していく予定であり、耐震診断（改修）は実施しない。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 10 公園

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①公園 (便所等)	8	106	公園便所、児童公園便所
合計	8	106	

### 現状・課題

- 最も古い清水児童公園の便所は RC 構造で昭和 56 年度 (1981 年度) 建設であり、耐用年限 (60 年) までに余裕があり健全である。

### 取組方針

施設総量の適正化	○ 公園の建築物 (便所) については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	—

## 11 上水道施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①上水道施設	4	1,589	増圧ポンプ場、水源地
②簡易水道施設	4	148	簡易水道浄水場 増圧ポンプ場、簡易水道水源地
合計	8	1,737	

### 現状・課題

- 北部簡易水道浄水場は平成2年度（1990年度）に建設され、設備関連の維持管理、更新は適宜実施されており、建物施設の改修等の必要性はない。また、過年度には東大滝簡易水道浄水場を廃止した経緯がある。今後も継続して上水道事業の整備方針に基づき、施設の管理・運営がなされる。

### 取組方針

施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 法定点検や定期点検を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

## 12 下水道施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①下水道施設	3	4,385	浄化センター 農業集落排水処理施設
合計	3	4,385	

### 現状・課題

- 平成 12 年度（2000 年度）建設の浄化センター管理棟は、RC 構造で耐用年限（60 年）に達しておらず健全である。

### 取組方針

施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 法定点検や定期点検を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

## 13 供給処理施設

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
①供給処理施設	2	5,241	クリーンセンター エコドーム
合計	2	5,241	

### 現状・課題

- クリーンセンターは平成9年度（1997年度）に旧施設が老朽化を迎え、現在の位置に建替えられ、令和5年度（2023年度）までの延命計画に基づき運営している。現状のゴミ搬入方式は旧式のもので、利用者の安全面での懸念が耐えない構造となっており、改善の必要性有り。
- エコドームは平成24年度（2012年度）の開設。従前の文化会館駐車場での「リサイクル体験広場」をエコパークとして新設された。

### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クリーンセンターは現状規模では、行政サービスの維持・安全確保など運営面において限界であり、広域連携について検討する。</li> <li>○ エコドームは施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 14 その他

分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設名称
① その他	32	21,414	防災倉庫、斎場 水防倉庫、除雪車庫 蜂焼倉庫、駅周辺施設 旧役場、庁舎東館、 旧保育園、旧幼稚園、 旧宮代小学校留守家庭児童教室
合計	32	21,414	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 斎場は平成5年度（1993年度）に火葬場と和室等を備えた斎場として建替えた。斎場の炉は現在3基と汚物炉1基が稼動しており、平成24年度（2012年度）から27年度（2015年度）の4年間で1炉ずつオーバーホールしている状況である。</li> <li>● 防災倉庫は小学校区の7地区に設置され、地域防災計画に定めた資材や生活用品が入っており、備蓄の管理、交換は垂井町で行っている。</li> <li>● 庁舎東館は、令和2年度に旧遊戯施設を取得した。他の行政機能を集約し、複合型施設として改修する。</li> <li>● 旧保育園、旧幼稚園、旧宮代小学校留守家庭児童教室は、遊休施設となっている。</li> </ul>

### 取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 斎場は建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> <li>○ 防災倉庫、水防倉庫、除雪車庫、旧保育園、旧幼稚園、旧宮代小学校留守家庭児童教室については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。</li> </ul>
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</li> </ul>
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</li> </ul>
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</li> </ul>
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</li> </ul>

## 15 インフラ施設

分類		総延長 (m)	備考
①道路	町道	256,001	
	農道	2,350	
	林道	38,757	
②橋梁		1,890	
③上水道管路		197,418	
④簡易水道管路		49,251	
⑤下水道管路		124,448	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、それぞれ構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う必要がある。</li> <li>● 人口動態やニーズに対応したインフラ施設整備が求められる。</li> <li>● インフラ施設を面的に縮減していくことは難しいため、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが重要になる。</li> </ul>



取組方針	
施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、国等が示す「基準」や「要領」に準拠して、インフラ施設ごとの適切な点検・診断を実施し、その結果を蓄積し、計画的な修繕等や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検等の結果をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合には、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討する。
長寿命化	○ インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、施設ごとに専門性を有することから、個別の長寿命化計画等の方針等に沿って計画的かつ効率的に施設を保全・更新する。

---

資料編

---

## 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）

### 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日  
総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

**※ 総務省通知は第一～第六までであるが、第一の記載すべき事項のみ掲載する。**

#### 第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

##### 一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）
- (3) 公共施設等の維持管理 ii・修繕 iii・更新 iv 等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

---

## 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

### (1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

### (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

### (3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充実可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFIの活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

#### ① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理 viii の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統廃合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

---

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（3）及び（4）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

## 公共施設等一覧表

### 行政系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	取得年 (建築年度)		構造
庁舎等	垂井町役場	7,434	2019	R1	鉄筋コンクリート
	1 施設	<b>7,434</b>			
消防施設	垂井分団戸海器具庫	9	1999	H11	木造
	東分団消防車庫 (新)	60	2008	H20	木造
	東分団消防車庫 (旧)	38	1986	S61	木造
	東分団綾戸ポンプ車庫	10	1987	S62	木造
	東分団平尾小型ポンプ車庫	10	1988	S63	木造
	宮代分団消防車庫	59	1997	H9	木造
	宮代分団天満可搬庫	12	1976	S51	木造
	宮代分団森下可搬庫	9	1992	H4	木造
	表佐分団消防車庫 (新)	69	2017	H29	木造
	表佐分団消防車庫 (旧)	50	1988	S63	木造
	表佐分団習中可搬庫	9	1990	H2	木造
	表佐分団若宮可搬庫	7	1989	H1	木造
	府中分団消防車庫	60	1993	H5	鉄骨造
	府中分団梅谷可搬庫	10	1987	S62	木造
	府中分団大滝可搬庫	7	1946	S21	木造
	府中分団新井可搬庫	10	1982	S57	木造
	府中分団市之尾消防器具庫	27	1937	S12	木造
	岩手分団消防車庫	50	1987	S62	木造
	岩手分団大石可搬庫	14	2001	H13	木造
	岩手分団谷器具庫	9	1997	H9	木造
	岩手分団下町可搬庫	12	1998	H10	木造
	岩手分団漆原可搬庫	9	1991	H3	木造
	岩手分団伊吹可搬庫 (新)	12	2013	H25	木造
	合原分団自動車ポンプ車庫	45	1990	H2	木造
	合原分団消防車庫 (軽トラ用)	12	2007	H19	木造
	25 施設	<b>619</b>			

産業系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
産業系施設	農林畜産物販売所 半兵衛の里	87	2005	H17	木造
	1 施設	87			

保健・福祉施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
障害福祉施設	けやきの家	808	1981	S56	鉄筋コンクリート
	いずみの園	806	1983	S58	鉄骨造
	2 施設	1,614			
保健施設	保健センター	902	1987	S62	鉄筋コンクリート
	1 施設	902			
その他 社会保険 施設	福社会館	597	1965	S40	鉄筋コンクリート
	1 施設	597			
高齢福祉 施設	デイサービスセンター	656	1990	H2	鉄筋コンクリート
	老人福祉センター	1,051	1978	S53	鉄筋コンクリート
	生きがいセンター	200	2000	H12	鉄骨造
	高齢者生きがい対策拠点施設	97	2009	H21	鉄骨造
	夢の屋	574	1972	S47	木造
	5 施設	2,578			

スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
スポーツ 施設	弓道場	217	1964	S39	軽量鉄骨造
	朝倉運動公園町民体育館ほか	3,686	1979	S54	鉄筋コンクリート
	南体育館	500	1978	S53	鉄骨造
	北部グラウンド(便所)	34	2009	H21	木造
	4 施設	4,437			

社会教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
博物館	菁莪記念館	119	1978	S53	鉄骨造
	1 施設	<b>119</b>			
図書館	タルイピアセンター	2,452	1993	H5	鉄筋コンクリート
	1 施設	<b>2,452</b>			

学校教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
学校	垂井小学校	6,057	1972	S47	鉄筋コンクリート
	宮代小学校	4,707	1978	S53	鉄筋コンクリート
	表佐小学校	4,631	1981	S56	鉄筋コンクリート
	東小学校	4,978	1982	S57	鉄筋コンクリート
	岩手小学校	4,558	1978	S53	鉄筋コンクリート
	府中小学校	5,297	1966	S41	鉄筋コンクリート
	合原小学校	2,640	1984	S59	鉄筋コンクリート
	不破中学校	9,839	1995	H7	鉄筋コンクリート
	北中学校	5,842	1976	S51	鉄筋コンクリート
	9 施設	<b>48,549</b>			
その他教育施設	学校給食センター	1,046	1988	H1	鉄骨造
	1 施設	<b>1,046</b>			

子育て支援施設の一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
幼稚園・ 保育園・ こども園	垂井東こども園	2,626	2012	H24	鉄骨造
	宮代こども園	896	1982	S57	鉄筋コンクリート
	表佐こども園	954	1977	S52	鉄骨造
	府中こども園	958	1978	S53	鉄骨造
	岩手こども園	712	1980	S55	鉄骨造
	垂井こども園	2,559	2018	H30	鉄骨造
	6 施設	<b>8,705</b>			
幼児・児童 施設	東小学校留守家庭児童教室	600	1982	S57	鉄筋コンクリート
	宮代小学校留守家庭児童教室	459	1974	S49	鉄筋コンクリート
	表佐小学校留守家庭児童教室	371	1975	S50	鉄筋コンクリート
	3 施設	<b>1,430</b>			

町民文化系施設の一覧 (1/2)

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
集会施設	中央公民館	1,590	1970	S45	鉄筋コンクリート
	宮代地区まちづくりセンター	576	1985	S60	鉄筋コンクリート
	表佐地区まちづくりセンター	710	2001	H13	鉄筋コンクリート
	東地区まちづくりセンター	591	1986	S61	鉄筋コンクリート
	岩手地区まちづくりセンター	600	1988	S63	鉄筋コンクリート
	垂井地区まちづくりセンター	452	1975	S50	鉄筋コンクリート
	栗原地区まちづくりセンター	499	1980	S55	鉄筋コンクリート
	府中地区まちづくりセンター	536	1977	S52	鉄筋コンクリート
	むつみ会館	156	1973	S48	鉄骨造
	勤労青少年ホーム	690	1984	S59	鉄筋コンクリート
	コミュニティ・防災センター	287	1986	S61	鉄筋コンクリート
	垂井東町コミュニティセンター	163	1983	S58	鉄骨造
	垂井西町コミュニティセンター	179	1992	H4	鉄骨造
	垂井中町コミュニティセンター	170	1992	H4	鉄骨造
	駒引コミュニティセンター	187	1987	S62	木造
	表佐東部コミュニティセンター	155	1987	S62	木造
	西相川コミュニティセンター	190	1989	H1	木造
	日守コミュニティセンター	135	1991	H3	木造
	梅谷コミュニティセンター	171	1998	H10	木造
	農村婦人の家	382	1980	S55	鉄骨造
	平尾転作研修所	192	1983	S58	木造
	伊吹転作研修所	165	1982	S57	木造
	谷転作研修所	182	1982	S57	木造
宮代転作研修所	128	1983	S58	木造	
表佐転作研修所	192	1983	S58	木造	
新井集落センター	196	1982	S57	木造	

町民文化系施設の一覧 (2/2)

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
集会施設	下町集落センター	201	1998	H10	木造
	敷原集落センター	100	1998	H10	木造
	林業センター	198	1981	S56	鉄骨造
	レンゲローズ集会所	64	2001	H13	木造
	綾戸8号集会所	130	1984	S59	木造
	高瀬ヶ丘青少年集会所	63	1978	S53	プレキャストコンクリート
	西駒引集会所	180	1991	H3	鉄骨造
	東大滝集会所	141	1984	S59	鉄骨造
	南宮集会所	43	1977	S52	木造
	南森下集会所	32	1972	S47	木造
	南長畑集会所	110	1975	S50	木造
		37 施設	<b>10,736</b>		
文化施設	文化会館	3,711	1981	S56	鉄筋コンクリート
		1 施設	<b>3,711</b>		

公営住宅一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
公営住宅	駒引町営住宅	701	1968	S43	木造
	駒引集会所	32	1973	S48	木造
	野庵町営住宅	3,677	1991	H3	鉄筋コンクリート
	野庵集会所	147	1993	H5	木造
	比女町営住宅	253	1973	S48	木造
	永長町営住宅	1,945	1975	S50	鉄筋コンクリート
	永長集会所	63	1976	S51	プレキャストコンクリート
	葉生町営住宅	2,133	1977	S52	鉄筋コンクリート
	葉生集会所	63	1977	S52	プレキャストコンクリート
	河原道町営住宅	3,652	1979	S54	鉄筋コンクリート
	河原道集会所	147	1979	S54	鉄筋コンクリート
	むつみ町営住宅	1,393	1975	S50	プレキャストコンクリート
	7 施設	14,206			

公園一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
公園 (便所等)	西相川公園(便所)	11	2005	H17	木造
	コスモス公園(便所)	3	1993	H5	鉄筋コンクリート
	清水児童公園(便所)	15	1981	S56	コンクリートブロック
	神田西公園(便所)	3	1995	H7	鉄筋コンクリート
	地藏公園(便所)	3	1994	H6	コンクリートブロック
	新井公園(便所)	9	1999	H11	鉄筋コンクリート
	森下遊園地(便所)	7	2001	H13	木造
	相川児童公園(便所)	55	2013	H25	鉄筋コンクリート
	8 施設	106			

上水道施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
上水道施設	第1水源地	624	2018	H30	鉄筋コンクリート
	朝倉増圧ポンプ場	33	1982	S57	鉄筋コンクリート
	府中増圧ポンプ場	88	2010	H22	鉄骨造
	第2水源地	844	2006	H18	鉄筋コンクリート
	4施設	1,589			
簡易水道施設	栗原簡易水道水源地	29	1989	H1	コンクリートブロック
	菩提増圧ポンプ場	22	1992	H4	コンクリートブロック
	北部簡易水道浄水場	81	1990	H2	鉄筋コンクリート
	北部簡易水道取水場	16	1988	S63	補強コンクリートブロック造
	4施設	148			

下水道施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
下水道施設	浄化センター	4,141	2000	H12	鉄筋コンクリート
	北部第一農業集落排水処理施設	119	1994	H6	鉄筋コンクリート
	伊吹農業集落排水処理施設	125	2001	H13	鉄筋コンクリート
	3施設	4,385			

供給処理施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
供給処理施設	クリーンセンター	4,620	1996	H8	鉄骨造
	エコドーム	621	2012	H24	鉄骨造
	2施設	5,241			

その他一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年		構造
その他	防災倉庫 (垂井地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (東地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (宮代地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (表佐地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (栗原地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (府中地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (岩手地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (宮代地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (宮代地区)	14	2005	H17	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (東地区)	14	2005	H17	軽量鉄骨造
	防災倉庫 (府中地区)	14	2005	H17	軽量鉄骨造
	塚の宮 水防倉庫	70	1990	H2	軽量鉄骨造
	表佐地藏橋 水防倉庫	21	1987	S62	軽量鉄骨造
	鋤取 水防倉庫	21	1988	S63	軽量鉄骨造
	町裏水防倉庫 (相川)	33	1954	S29	木造
	斎場	1,536	1993	H5	鉄筋コンクリート
	除雪車車庫	48	1982	S57	鉄骨造
	蜂焼倉庫	561	1968	S43	コンクリートブロック
	朝日プレハブ住宅	16	1976	S51	軽量鉄骨造
	垂井駅北便所	30	1995	H7	鉄骨造
	垂井駅南便所	36	1995	H7	鉄骨造
	垂井駅南駐輪場	318	1994	H6	鉄骨造
	垂井駅北駐輪場	658	1994	H6	鉄骨造
	垂井駅自由通路橋	544	1995	H7	鉄骨造
	垂井町役場 (旧)	4,061	1966	S41	鉄筋コンクリート
	庁舎東館	9,842	1990	H2	鉄骨造
	旧垂井東保育園	1,052	1979	S54	鉄筋コンクリート
	旧垂井幼稚園	675	1993	H5	鉄骨造
	旧合原幼稚園	264	1991	H3	鉄骨造
	旧府中幼稚園	736	1979	S54	鉄骨造
	旧岩手幼稚園	654	1978	S53	鉄骨造
	旧宮代小学校留守家庭児童教室	84	2005	H17	木造
	32 施設	21,414			

## 用語解説

用語解説 (1/4)	
用語	説明
あ インフラ長寿命化基本計画	<p>国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤などのインフラによって支えられています。その多くが昭和の高度成長時代に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えます。</p> <p>こうした状況に対応するため、平成25(2013)年11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が取りまとめ、示したのがこの計画です。この計画を受けて、インフラを管理する国や地方公共団体はインフラの維持管理・更新等について、行動計画及びインフラごとの個別施設計画を策定することになっています。</p>
か 簡易水道事業	<p>簡易水道事業とは、水道法上、飲み水を供給する水道事業のうち、給水人口が101人以上、5,000人以下の規模のものを言います。</p>
旧耐震基準	<p>昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損した場合においても、補修により継続使用が可能ということで義務付けられたものです。</p>
行政財産	<p>町の財産のうち、土地や建物などの不動産は公有財産と呼ばれ、そして公有財産は「行政財産」と「普通財産」の2種類に分類されます。このうち行政財産は行政目的の定まった財産で、公用財産と公共用財産に分かれます。公用財産とは町が事業や事務を執行する上で直接使用する財産で、庁舎などがこれに該当します。公共用財産は公園や公民館、福祉施設などで町民の皆さんが共同で利用することのできる財産のことです。</p>
緊急輸送道路	<p>地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のことをいいます。</p>
繰出金	<p>一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費をいいます。</p>
公共施設等更新費用 試算ソフト	<p>(一財)自治総合センターによる「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」にて開発された試算ソフトを、(一財)地域総合整備財団が更新したソフトです。</p>
公債費	<p>町債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。</p>
高齢者人口	<p>65歳以上の高齢者数のことで、65歳以上の高齢者の人口に占める割合を高齢化率と言います。</p>
公共施設等総合管理計画	<p>我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。こうしたことから、地方公共団体においては、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成26(2014)年4月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定することになる計画です。</p> <p>公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としており、垂井町においてはこの「垂井町公共施設等総合管理計画」がこれに該当します。</p>

用語解説 (2/4)		
用語	説明	
か	国勢調査	国勢調査は5年ごとに、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる統計調査のことで、日本国内に住んでいるすべての人・世帯が対象となります。平成27(2015)年に20回目の調査が行われ、この結果は国や地方公共団体が様々な施策を行う際の重要なデータとなります。
	固定資産台帳	固定資産台帳とは、固定資産・繰延資産を、その取得から減価償却費計算、そして、売却や除却といった顛末に至るまで、その経緯を個別資産ごとに管理する帳簿のことです。
	減価償却	長期間にわたって使用される固定資産の取得(設備投資)に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きのことです。
さ	指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設の管理に、民間の能力、ノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により、それまでの「管理委託制度」に替えて制度化されたものです。 (公の施設の管理は、従来の管理委託制度のもとでは公共団体や地方公共団体が出資する第3セクターに限られていましたが、指定管理者制度では、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に公の施設の管理・運営を包括的に代行させることが可能になりました。)
	新耐震基準	建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法により定められています。この基準は、昭和56(1981)年6月1日に導入され、それ以降の建築確認に適用されています。 新耐震基準は、震度6強から7程度に達する地震でも建物が倒壊・崩壊しないように設定されています。 新耐震基準以前の耐震基準を旧耐震基準と呼んでいます。
	水道事業	一般の需要に応じて水道によって水を供給する事業です。「水道法」(昭和32(1957)年法律177号)による水道事業には、給水人口100人以下のものは含まれず、給水人口5,000人以下の場合は簡易水道事業とよばれます。さらに、これらの水道事業者はその用水を供給する事業を水道用水供給事業といい、寄宿舎・社宅等の自家用水以外に100人以上に給水するものを専用水道といいます。
	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層を指します。
た	垂井町第6次総合計画	本町のまちづくりにおける最上位計画で、将来の都市像を「ひととまちが輝く 地域共創都市 ～さらなるやさしさと活気を求めて～」としています。基本構想は2018年度から2027年度までの10年間で、テーマ別戦略の計画期間は、社会経済情勢の変動や国・県の動向を踏まえ、過去の実績評価を元に柔軟に戦略を変更できるよう5年計画とし、中間年度の2022年度に内容を見直します。組織別行動計画は、計画期間を1年間とし、社会変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、短期的なサイクルでPDCAを行い、毎年度見直します。
	垂井町人口ビジョン	本町における平成27(2015)年から平成72(2060)年までの目指すべき将来の方向性と人口の将来展望が提示されています。

用語解説 (3/4)

用語	説明	
た	長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。
	特定財源	一般財源とは反対に、使いみちが特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金などが該当します。
な	年少人口	年齢別人口のうち14歳以下の人口のことです。
は	バリアフリー	高齢者、障害者、子供、妊婦などが建築物を利用するときに支障となる障壁（バリア）を取り除くことをいいます。
	PFI	PFI（Private Finance Initiative プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。
	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり、P（lan）＝計画、D（o）＝実行、C（heck）＝評価、A（ction）＝改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法のことをいいます。
	普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他の地方公共団体と統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。
	ファシリティマネジメント	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）によれば、ファシリティマネジメント（FM）を「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、FMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。FMの活用分野は、企業はもとより病院、学校、官公庁その他全ての事業体となっています。
	プレストレストコンクリート橋（PC橋）	あらかじめ応力を加えたコンクリート材及びPC鋼材を用いるので通常の鉄筋コンクリートに比べて強い荷重に抵抗できます。これによって鉄筋コンクリートよりも、長い支間長（スパン）を可能にしています。
	ベンチマーク方式	施設のパフォーマンスを定量的に評価するとともに、優良事例（ベスト・プラクティス）を取り入れることで事業のパフォーマンス改善を促すツールとして用いられます。
ま	メンテナンスサイクル	点検→診断→措置→記録→（次回点検）というように維持管理のサイクルのことです。
や	ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、さまざまな人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方をいいます。その領域は、施設のほか、製品や街づくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっています。

用語解説 (4/4)		
用語	説明	
ら	ライフサイクルコスト	ライフサイクルコスト(LCC)は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費等、建物のライフサイクル(建設から解体まで)に係る経費の事をいいます。
	リスクベースメンテナンス	リスクを基準に検査およびメンテナンス(検査、補修、改造、更新など)の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法です。ここでいうリスクとは、破損の起きやすさ(破損確率)と破損による被害の大きさ(影響度)の積として定義されています。
	留守家庭児童教室	就労等により保護者が昼間家庭にいない学童に対し、授業終了後や学校休業期間において、適切な遊びや生活の場を提供する場です。

---

改訂 2022年3月